

No.	④-1	R7 予算額	1,135 百万円																																													
事業名	地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	府省庁名	厚生労働省																																													
概要	雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、地域の求職者等を雇い入れた場合に活用できる助成制度。																																															
支援対象	雇用保険の適用事業所の事業主	補助率	事業所の設置・整備費用と増加した対象労働者の数等に応じて一定額を支給																																													
対象事業	雇用情勢が厳しい地域等（※）で、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に対して助成する。（対象地域は、下記 URL を参照。） ※ 特定有人国境離島地域、奄美群島及び小笠原諸島の事業所では、雇用情勢にかかわらず、本助成金の活用が可能。																																															
支援内容	<p>○上記の要件を満たす事業主に対して、事業所の設置等費用と雇入れにより増加した労働者数に応じて助成（1年ごとに3回支給）。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設置・整備費用</th> <th colspan="4">対象労働者の増加人数 （ ）内は創業の場合のみ適用</th> </tr> <tr> <th>3(2)～4人</th> <th>5～9人</th> <th>10～19人</th> <th>20人以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">300万円以上 1,000万円未満</td> <td>50万円</td> <td>80万円</td> <td>150万円</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>(100万円)</td> <td>(160万円)</td> <td>(300万円)</td> <td>(600万円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1,000万円以上 3,000万円未満</td> <td>60万円</td> <td>100万円</td> <td>200万円</td> <td>400万円</td> </tr> <tr> <td>(120万円)</td> <td>(200万円)</td> <td>(400万円)</td> <td>(800万円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3,000万円以上 5,000万円未満</td> <td>90万円</td> <td>150万円</td> <td>300万円</td> <td>600万円</td> </tr> <tr> <td>(180万円)</td> <td>(300万円)</td> <td>(600万円)</td> <td>(1,200万円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5,000万円以上</td> <td>120万円</td> <td>200万円</td> <td>400万円</td> <td>800万円</td> </tr> <tr> <td>(240万円)</td> <td>(400万円)</td> <td>(800万円)</td> <td>(1,600万円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 中小企業事業主は、初回支給時、助成額の1/2の額を上乗せして支給 ※2 創業の場合は、初回支給時に（ ）内の額を支給 ※3 「地域活性化雇用創造プロジェクト」参加事業主が助成対象となる措置を講じた場合は助成金の対象とするとともに、初回支給時、対象労働者1人当たり50万円を上乗せして支給（1事業所あたりの上乗せ支給人数は20人が上限。） ※4 「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」寄附事業主が助成対象となる措置を講じた場合は、助成金の対象として支給 ※5 大規模雇用開発計画に係る特例に該当する場合は、対象労働者の増加人数に応じて、最高2億円を支給。</p>			設置・整備費用	対象労働者の増加人数 （ ）内は創業の場合のみ適用				3(2)～4人	5～9人	10～19人	20人以上	300万円以上 1,000万円未満	50万円	80万円	150万円	300万円	(100万円)	(160万円)	(300万円)	(600万円)	1,000万円以上 3,000万円未満	60万円	100万円	200万円	400万円	(120万円)	(200万円)	(400万円)	(800万円)	3,000万円以上 5,000万円未満	90万円	150万円	300万円	600万円	(180万円)	(300万円)	(600万円)	(1,200万円)	5,000万円以上	120万円	200万円	400万円	800万円	(240万円)	(400万円)	(800万円)	(1,600万円)
設置・整備費用	対象労働者の増加人数 （ ）内は創業の場合のみ適用																																															
	3(2)～4人	5～9人	10～19人	20人以上																																												
300万円以上 1,000万円未満	50万円	80万円	150万円	300万円																																												
	(100万円)	(160万円)	(300万円)	(600万円)																																												
1,000万円以上 3,000万円未満	60万円	100万円	200万円	400万円																																												
	(120万円)	(200万円)	(400万円)	(800万円)																																												
3,000万円以上 5,000万円未満	90万円	150万円	300万円	600万円																																												
	(180万円)	(300万円)	(600万円)	(1,200万円)																																												
5,000万円以上	120万円	200万円	400万円	800万円																																												
	(240万円)	(400万円)	(800万円)	(1,600万円)																																												
離島での実績	R5：壱岐島（860千円を支給。以下、支給額のみ記載。）、 八丈島（1,710千円）、 屋久島（1,900千円）、 奄美群島（8,415千円）																																															
備考																																																
担当部署	厚生労働省職業安定局地域雇用対策課																																															
連絡先	03-3593-2580																																															
参照 HP	（地域雇用開発助成金について） https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/chiiki_koyou.html																																															

地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）

令和7年度当初予算 7.7億円（8.7億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

地域雇用開発のための助成、援助等の措置を講ずる必要があると厚生労働大臣が認める地域（同意雇用開発促進地域）等において、事業所の設置・整備を行うとともに地域求職者等を雇い入れた事業主に対して助成を行い、地域的な雇用構造の改善を図る。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

事業の概要

同意雇用開発促進地域等において、事業所の設置・整備を行うとともに地域求職者等を雇い入れた事業主に対して、設置・整備費用及び対象労働者の増加数等に応じて一定額を助成する（1年ごとに3回の助成）。

対象地域

雇用開発促進・改善地域メニュー	<ul style="list-style-type: none"> ○ 同意雇用開発促進地域（下記全ての要件を満たし、かつ、厚生労働大臣が同意をした地域） <ul style="list-style-type: none"> (1) 「最近3年間の有効求職者数/労働力人口」が全国平均以上 (2) 「最近3年間の有効求人倍率」又は「最近1年間の有効求人倍率」が全国平均の2/3以下 ただし、全国平均の2/3が1以上の場合は1、0.67未満の場合は0.67以下 ○ 最近1年間の有効求人倍率が1倍未満の過疎・離島地域等であって、厚生労働大臣が指定する地域
特定有人国境離島地域等メニュー	○ 関係法に基づく特定有人国境離島地域、奄美群島及び小笠原諸島

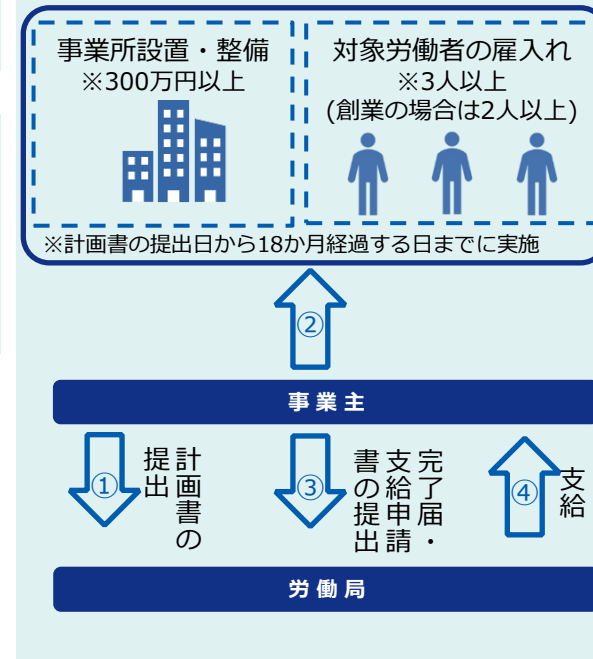
助成内容

設置・整備費用と対象労働者の増加数に応じて、下表の額を助成

設置・整備費用	対象労働者の増加人数			
	3（2）～4人 （注）括弧は創業の場合	5～9人	10～19人	20人～
300万円以上	50万円	80万円	150万円	300万円
1,000万円以上	60万円	100万円	200万円	400万円
3,000万円以上	90万円	150万円	300万円	600万円
5,000万円以上	120万円	200万円	400万円	800万円

- ※1 中小企業事業主は、初回支給のみ、上表の額の1.5倍を支給
- ※2 創業の場合は、初回支給のみ、上表の額の2倍を支給
- ※3 「地域活性化雇用創造プロジェクト」参画事業主が助成対象となる措置を講じた場合は、助成金の対象とするとともに、初回支給時、対象労働者1人あたり50万円を上乗せして支給
- ※4 「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」寄附事業主が助成対象となる措置を講じた場合は、助成金の対象として支給
- ※5 大規模雇用開発計画を策定する事業主については、上表の額にかかわらず、設置・整備費用と対象労働者の増加数に応じて、最高2億円を支給

スキーム



実施主体

都道府県労働局

実績

令和5年度支給額：4.7億円

地域雇用開発助成金（能登半島地震特例）

令和7年度当初予算 3.6億円（0億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

令和6年能登半島地震による被災地域の雇用機会を確保するため、当該地域において事業所を設置・整備し、それに伴い求職者を雇い入れる事業主に対して地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の特例による助成を行う。

2 事業の概要・助成内容

事業の概要

- 対象地域
石川県6市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）
- 特例措置期間
1年限りの暫定措置とし、当該期間内に計画書を提出することが必要
- 支給要件
事業主が対象地域において、事業所の設置・整備（注1）及び対象労働者の雇入れ（注2）を行った場合に、設置・整備費用と対象労働者の増加人数に応じて、右記の一定額を助成
（注1）：復旧に伴う不動産・動産の修繕・修理を含む
従業員の新設・借上げ、通勤車両経費を含む
（注2）：地震発生から施行日前日に一時離職者となった者の再雇用を含む
- 助成期間
1年ごとに最大3年間(3回)の助成
- 施行期日：令和6年7月1日
※ 発災日（令和6年1月1日）以降、施行日前日までに実施した設置・整備及び雇入れも対象

助成内容

設置・整備費用と対象労働者の増加人数に応じて、下表の額を助成

設置・整備費用	対象労働者の増加人数			
	2人	3（2）～4人 （注）括弧は 創業の場合	5～9人	10人以上～
100万円以上	30万円	50万円	80万円	100万円
300万円以上	60万円	100万円	160万円	300万円
1,000万円以上	80万円	120万円	200万円	400万円
3,000万円以上	120万円	180万円	300万円	600万円
5,000万円以上	160万円	240万円	400万円	800万円

※ 支給額は通常コースの原則2倍

※ 網掛け部分については、設置・整備費用、対象労働者の下限を緩和し、新たな区分を新設。

No.	④-2	R7 予算額	1,169 百万円
事業名	地域雇用活性化推進事業	府省庁名	厚生労働省
概要	雇用機会が不足している地域や過疎化が進んでいる地域等の市町村、経済団体等から構成される協議会が地域の特性を生かして提案する「魅力ある雇用」や「それを担う人材」の維持・確保を図るための創意工夫ある取組について、コンテスト方式により選抜・委託した上で実施する。		
支援対象	地域の関係者（市町村、経済団体等）から構成される協議会	補助率	1 / 1（委託事業）
対象事業	<p>地域の特性を生かした重点分野を設定のうえ、以下の雇用対策事業を実施する。</p> <p>（１）事業所の魅力向上、事業拡大の取組 魅力的な雇用の確保を図る講習会等の実施</p> <p>（２）人材育成の取組 地域の人材ニーズ等を踏まえた求職者の能力開発や人材育成を図る講習会等の実施</p> <p>（３）就職促進の取組 上記（１）（２）を利用した事業主・求職者やUIJ ターン就職希望者等を対象とした面接会等によるマッチング支援の実施</p>		
支援内容	1 地域あたり各年度 4,000 万円（複数の市町村で実施する場合は1 地域あたり 2,000 万円を加算（加算上限 1 億円））を上限として、委託費を支出。事業期間は 3 年度以内。		
離島での実績	<p>【R4～】小豆郡地域（土庄町、小豆島町）、延岡市、薩摩国地域（薩摩川内市 ほか）</p> <p>【R5～】天草地域（天草市、上天草市 ほか）、奄美大島地域（奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町）</p> <p>【R6～】呉市、宮古島市</p>		
備考	<p>（令和 7 年度のスケジュール予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4 月上旬～6 月上旬 企画書募集 ・ 7 月中旬～8 月中旬 外部の有識者を含む委員会での企画書の審査 ・ 8 月下旬 選定結果の通知 ・ 10 月～ 委託契約の締結、事業開始 		
担当部署	厚生労働省職業安定局地域雇用対策課		
連絡先	03-3593-2580		
参照 HP	https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03839.html		

地域雇用活性化推進事業

令和7年度当初予算 12億円 (12億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

雇用機会が不足している地域や過疎化が進んでいる地域等による、地域の特性を生かした「魅力ある雇用」や「それを担う人材」の維持・確保を図るための創意工夫ある取組を支援する。

2 事業の概要

- 地域の課題・実情や地域企業、求職者のニーズ・シーズを把握した上で、事業構想を策定
 - 地域が提案する事業構想の中から、「魅力ある雇用や人材の維持・確保効果が高いと認められるもの」をコンテスト方式で選抜
- 【実施規模】各年度4千万円（複数市町村で連携する場合、1地域あたり2千万円/年を加算（加算上限1億円/年））
【実施期間】3年度以内 【事業実績（就職件数等）】3,199人（令和5年度）

3 事業のスキーム・実施主体等

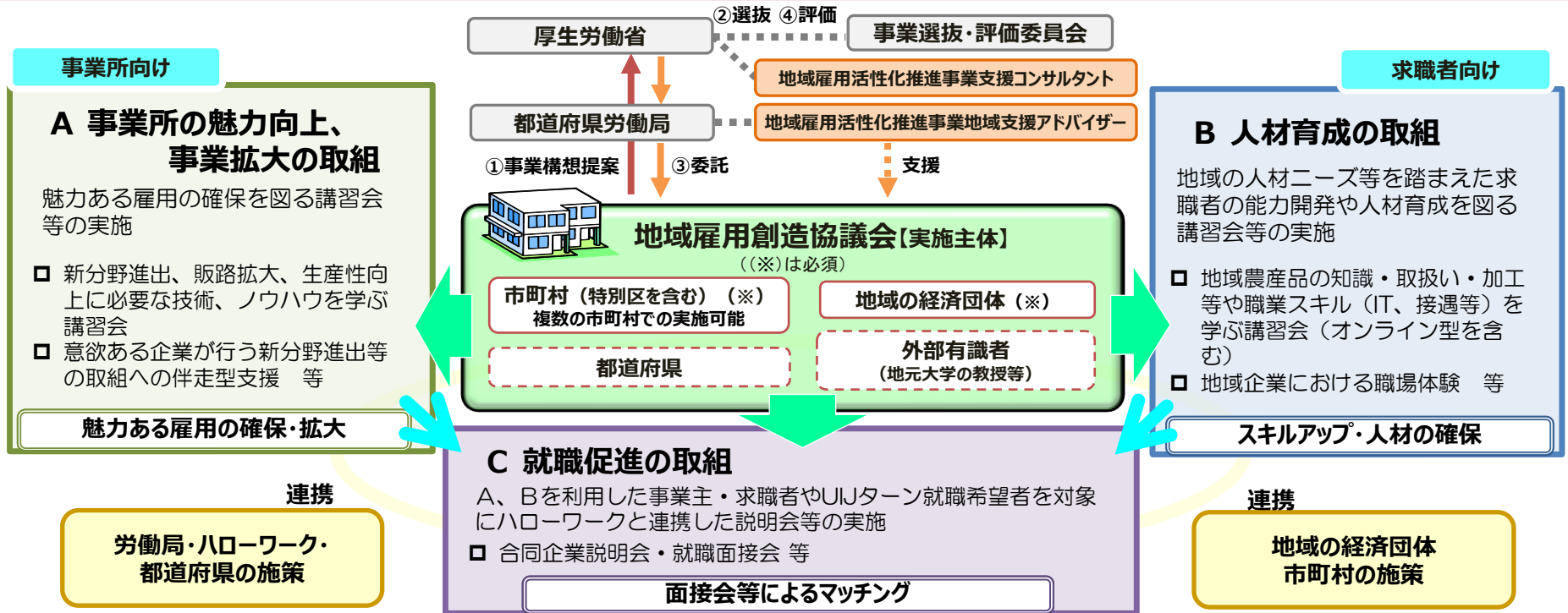
対象地域

I. 雇用機会不足地域（次の①、②いずれかに該当する地域）

- ① 最近3年間（平均）又は最近1年間（平均）の地域の有効求人倍率が全国平均（1を超える場合には1.00。0.67未満である場合には0.67）以下であること
- ② 最近3年間（平均）又は最近1年間（平均）の地域の有効求人倍率が1未満であって、最近5年間で人口が全国平均以上に減少していること

II. 過疎等地域

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年3月31日法律第19号）による過疎地域や重大な災害の被害を受けた地域として厚生労働大臣が別途定める地域



No.	④-3	R7 予算額	48,511 百万円
事業名	民間機関を活用した多様な職業訓練機会の確保	府省庁名	厚生労働省
概要	求職中の方を対象として、就職に必要な技能及び知識の習得を図るため、民間教育訓練機関等を活用して公共職業訓練（離職者に対する委託訓練）及び求職者支援訓練を実施。		
支援対象	都道府県、民間団体	補助率	
対象事業	<p>(1) 公共職業訓練（離職者に対する委託訓練） 主に雇用保険受給者を対象として、職業訓練を実施し再就職を支援。</p> <p>(2) 求職者支援訓練 主に雇用保険を受給できない方（特定求職者）を対象として、職業訓練を実施し再就職を支援。</p>		
支援内容	<p>(1) は都道府県と民間教育訓練機関等における委託契約に基づき、訓練実績に応じて民間教育訓練機関等に対し委託費を支払う。</p> <p>(2) はあらかじめ認定を受けた職業訓練（認定に関する事務は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施）について、訓練実績に応じて民間教育訓練機関等に対し奨励金を支払う。</p>		
離島での実績	R5 佐渡島、福江島、対馬 など		
備考			
担当部署	厚生労働省人材開発統括官訓練企画室		
連絡先	TEL 03-3595-3356		
参照 HP	http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/rishokusha.html		

民間機関を活用した多様な職業訓練機会の確保

公共職業訓練（離職者向け職業訓練）

○主に雇用保険受給者（例えば一定の職業経験を有し、基礎的な能力を有する者）に対して、実践的能力を習得する職業訓練を実施

＜委託訓練＞（委託元は都道府県）

- ・委託先：民間教育訓練機関等
- ・訓練コース：事務基本科、介護福祉士養成科 等
- ・訓練期間：標準3か月（最長2年）

求職者支援訓練（求職者支援制度における職業訓練）

○主に雇用保険を受給できない方（例えば非正規雇用労働者や就業経験の無い者等）に対して、基礎的能力から実践的能力までを一括して付与する職業訓練を実施
➢受講者の多様な状況に対応できるよう、基礎的能力のみを付与する訓練も設定

○実施機関：民間教育訓練機関等（訓練コースごとに厚生労働大臣が認定）
訓練コース：ビジネスパソコン基礎科、介護職員初任者養成科等
訓練期間：2～6か月

※訓練期間中、収入・資産など一定要件を満たす方に職業訓練受講給付金を支給

No.	④-4	R7 当初予算額	8,032,944 千円＋ 4,233,524 千円の内数
事業名	へき地保健医療対策	府省庁名	厚生労働省
概要	へき地における医療提供体制の確保に必要な経費を補助する。		
支援対象	へき地診療所、へき地医療拠点病院等	補助率	1 / 2 等
対象事業	<p>【運営事業】 (1) へき地の住民に医療を提供する「へき地診療所」や、へき地診療所を支援する「へき地医療拠点病院」の運営に必要な経費を補助する。 (2) へき地の住民に対し巡回診療を実施する「へき地巡回診療車（船・航空機）」の運行に必要な経費を補助する。 (3) へき地の住民を近隣の医療機関まで輸送する「へき地患者輸送車（艇・航空機）」の運行に必要な経費を補助する。 など</p> <p>【設備整備事業】 (4) 「へき地診療所」や「へき地医療拠点病院」の医療機器整備に必要な経費を補助する。 (5) 「へき地巡回診療車（船）」の整備に必要な経費を補助する。 (6) 「へき地患者輸送車（艇）」の整備に必要な経費を補助する。 など</p> <p>【施設整備事業】 (7) 「へき地診療所」や「へき地医療拠点病院」の施設整備に必要な経費を補助する。 など</p>		
支援内容	(1) 補助率：1 / 2、2 / 3、3 / 4 (2) 補助率：1 / 2 (3) 補助率：1 / 2 (4) 補助率：1 / 2、3 / 4 (5) 補助率：1 / 2 (6) 補助率：1 / 2 (7) 補助率：1 / 2		
離島での実績	【令和6年度実績】 ○運営事業 礼文島、島浦島等（171 施設） ○設備整備事業 佐渡島、神津島等（48 施設） ○施設整備事業 佐渡島、島後等（4 施設）		
備考			
担当部署	厚生労働省医政局地域医療計画課医師確保等地域医療対策室		
連絡先	03-3595-2186		
参照 HP	https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20900.html		

へき地保健医療対策関係予算について

へき地保健医療対策予算の概要

1 予算額

【令和6年度予算額】 75.3億円 → 【令和7年度予算額】 80.3億円

2 内容

- (1) **へき地医療支援機構の運営** (1/2補助) **259百万円**
都道府県単位の広域的な支援体制を図るため、各都道府県に「へき地医療支援機構」を設置し、支援事業の企画、調整及び医師派遣の実施等を補助する。
- (2) **へき地医療拠点病院等の運営** **7,217百万円**
へき地における医療の提供など支援事業を実施する医療機関等の運営に必要な経費を補助する。
 - ア へき地医療拠点病院運営費 (1/2補助)
 - イ へき地保健指導所運営費 (1/2補助)
 - ウ へき地診療所運営費(国保直診分(保険局計上分)含む)
(沖縄県以外:2/3補助、沖縄県:3/4補助)
 - エ へき地診療所医師派遣強化事業 (1/2補助)
- (3) **へき地巡回診療の実施** **150百万円**
無医地区等の医療の確保を図るため、医師等の人件費及び巡回診療車等の運行に必要な経費を補助する。
 - ア へき地巡回診療車(船)(医科・歯科) (1/2補助)
 - イ へき地巡回診療航空機(医科) (1/2補助)
 - ウ 離島歯科診療班 (1/2補助)
- (4) **産科医療機関の運営** (1/2補助) **281百万円**
分娩可能な産科医療機関を確保するため産科医療機関の運営に必要な経費を補助する。
- (5) **へき地患者輸送車(艇・航空機)運行支援事業** **126百万円**
無医地区等の医療の確保を図るため、無医地区等から近隣医療機関等の輸送に必要な経費を補助する。
 - ア へき地患者輸送車(艇) (1/2補助)
 - イ メディカルジェット(へき地患者輸送航空機) (1/2補助) など

医療施設等 設備 整備費補助金の概要

1 予算額

【令和6年度予算額】 17.8億円 → 【令和7年度予算額】 22.8億円

2 要旨

へき地・離島などの過疎地の住民に対する医療の確保及び臨床研修医の研修環境の充実等を図るため、医療施設や臨床研修病院等の設備整備を支援するもの。

3 補助対象

補助対象事業《メニュー区分》(事業実施主体)

- へき地医療拠点病院(公立・公的・民間・独法) (1/2補助)
- へき地診療所(公立・公的・民間・独法) (沖縄県以外:1/2補助、沖縄県:2/3補助)
- へき地患者輸送車(艇)(公立・公的・民間・独法) (1/2補助)
- へき地巡回診療車(船)(公立・公的・民間・独法) (1/2補助)
- へき地・離島診療支援システム(公立・公的・民間・独法) (1/2補助) など

医療施設等 施設 整備費補助金の概要

1 予算額

【令和6年度予算額】 24.5億円 → 【令和7年度予算額】 19.5億円

2 要旨

へき地・離島などの過疎地の住民に対する医療の確保及び臨床研修医の研修環境の充実等を図るため、医療施設や臨床研修病院等の施設整備を支援するもの。

3 補助対象

補助対象事業《メニュー区分》(事業実施主体)

- へき地医療拠点病院(公立・公的・民間・独法) (1/2補助)
- へき地診療所(公立・公的・民間・独法) (1/2補助) など

No.	④-5		R7 予算額	1.0 億円
事業名	遠隔医療設備整備事業		府省庁名	厚生労働省
概要	遠隔医療（遠隔病理診断・遠隔画像診断・遠隔手術指導・オンライン診療）の実施に必要なコンピューター機器・通信機器等（ソフトウェアの導入を含む）の整備に対する補助事業			
支援対象	①都道府県が行う遠隔医療設備整備事業 ②市町村等、厚生労働大臣の認める者が開設する医療施設が行う遠隔医療設備整備事業に対して都道府県が補助する事業	補助率	1 / 2	
対象事業	遠隔医療の実施に必要なコンピューター及び付属機器等の購入費 1 遠隔病理診断 (1) 支援側医療機関 (2) 依頼側医療機関 2 遠隔画像診断及び助言 (1) 支援側医療機関 (2) 依頼側医療機関 3 遠隔手術指導 4 オンライン診療装置 ※ただし、オンライン診療については、保険診療を目的に行う整備に限ることとし、自由診療を目的とする者が行う整備は除くものとする。			
支援内容	1 (1) 4,598 千円 (2) 14,198 千円 2 (1) 16,390 千円 (2) 14,855 千円 3 5,580 千円 4 2,660 千円 いずれも、上記金額を基準額として、補助率 1 / 2（基準額の半額を補助上限とする。）			
離島での実績	R6 実績 屋久島町、高松市			
備考				
担当部署	厚生労働省医政局総務課			
連絡先	03-3595-2189			
参照 HP	https://www.mhlw.go.jp/stf/index_0024.html			

地域医療の充実のための遠隔医療補助事業（遠隔医療設備整備事業）

令和7年度予算額 1.0億円（1.4億円）※（ ）内は令和6年度当初予算額

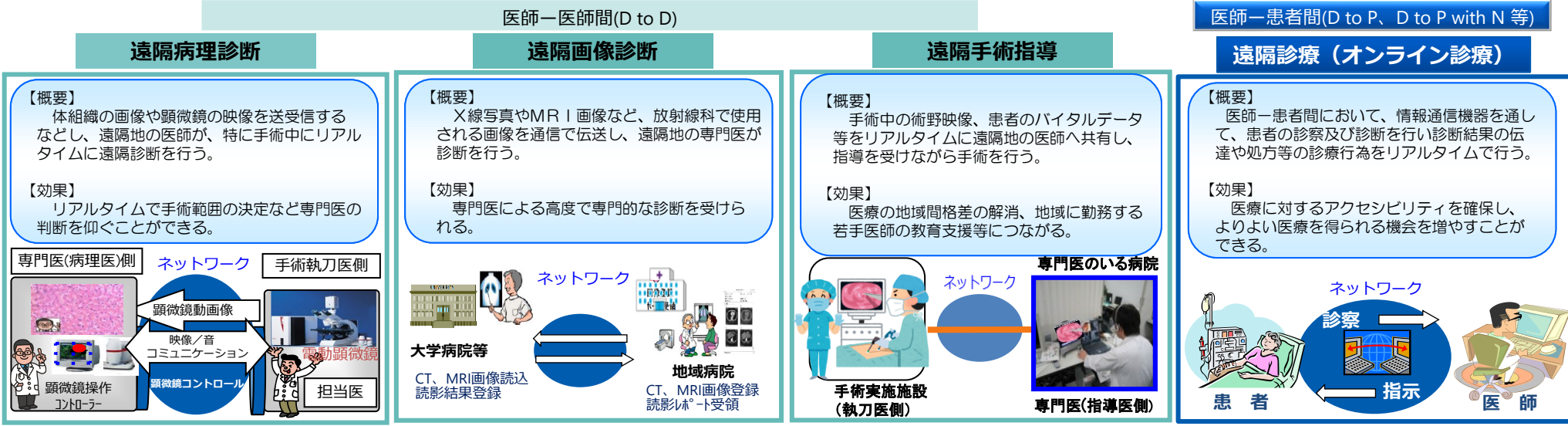
※医療施設等設備整備費補助金のメニュー予算

1 事業の目的

この事業は、情報技術を応用した遠隔医療を実施することにより、医療の地域格差を解消し、医療の質及び信頼性を確保することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

情報通信機器を活用して病理画像・X線画像等を遠隔地の医療機関に伝送し、専門医の診断・助言を得ることで、適切な対応を可能とする。また、患者の通院負担軽減や医師の移動負担軽減、医療資源の柔軟な活用などの観点から、情報通信機器を活用して、医師と患者間における遠隔地からの診療を行う。



3 実施主体等

- 実施主体: 都道府県、市町村、厚生労働大臣の認める者
- 補助率: 2分の1
- 補助対象経費: 遠隔医療の実施に必要なコンピュータ及び附属機器等の購入費
- 補助基準額: 遠隔病理診断(支援側 4,598千円、依頼側 14,198千円)、遠隔画像診断及び助言(支援側 16,390千円、依頼側 14,855千円)、遠隔手術指導(5,580千円)、オンライン診療(※)装置(2,660千円) ※保険診療を目的に行う整備に限る。

No.	④-6		R7 予算額	99 億円
事業名	ドクターヘリ導入促進事業		府省庁名	厚生労働省
概要	地域において必要な救急医療が適時適切に提供できる体制の構築を目指し、早期の治療開始、迅速な搬送を可能とするドクターヘリの運航体制を確立する。			
支援対象	都道府県（救命救急センター）	補助率	1 / 2	
対象事業	ドクターヘリの運航に必要な経費を補助する。			
支援内容	補助率：1 / 2			
離島での実績	—			
備考				
担当部署	厚生労働省医政局地域医療計画課救急・周産期医療等対策室			
連絡先	TEL 03-3595-2185			
参照 HP				

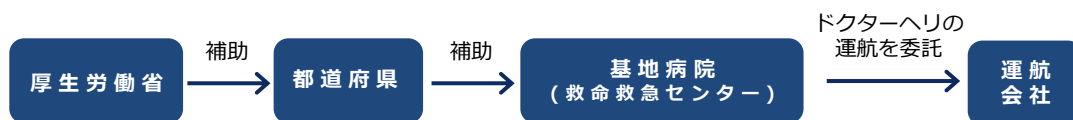
令和7年度当初予算額 99億円（95億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地域において必要な救急医療が適時適切に提供できる体制の構築を目指し、早期の治療開始、迅速な搬送を可能とするドクターヘリの運航体制を確立する。

2 事業の概要・スキーム

- ドクターヘリの運航に必要な経費及び夜間運航を行う場合に必要経費等について財政支援を行い、救命率の向上及び広域患者搬送体制の確保を図る。



3 実施主体等

- ◆実施主体：都道府県（基地病院（救命救急センター））
- ◆補助率：1/2
- ◆補助基準額（R6予定）：8区分
3.26億円（飛行時間350時間以上）
3.19億円（飛行時間300以上350時間未満）～ 2.81億円（飛行時間50以上100時間未満）
2.74億円（飛行時間50時間未満）
- ◆負担割合：国1/2、都道府県1/2

4 見直し内容

- ◆補助基準額：
令和5年度の運航経費の実績に基づく見直しを行う

5 事業実績

- 導入状況 46都道府県57機にて事業を実施（令和6年2月1日現在）
※ 京都府は、関西広域連合として一体的に運用している。

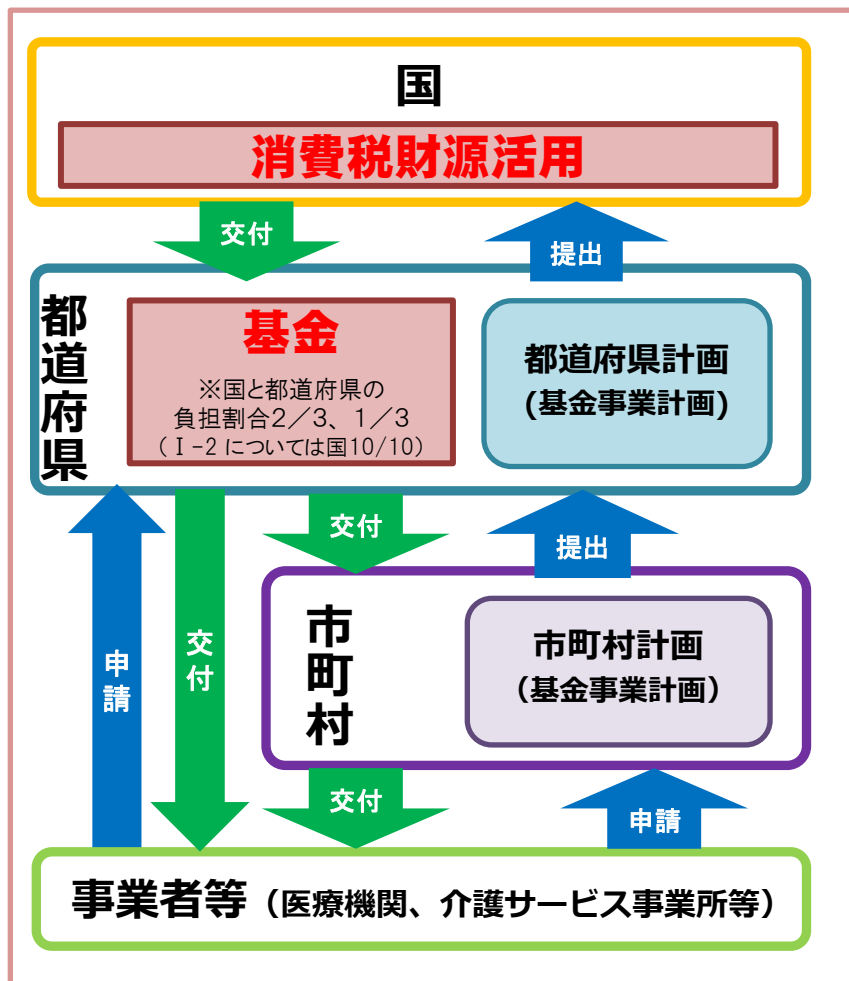
平成13年度	5県	岡山県、静岡県、千葉県、愛知県、福岡県
平成14年度	2県	神奈川県、和歌山県
平成17年度	2道県	北海道、長野県
平成18年度	1県	長崎県
平成19年度	3府県	埼玉県、大阪府、福島県
平成20年度	3県	青森県、群馬県、沖縄県
平成21年度	4道県	千葉県(2機目)、静岡県(2機目)、北海道(2機目、3機目)、栃木県
平成22年度	5県	兵庫県、茨城県、岐阜県、山口県、高知県
平成23年度	6県	島根県、長野県(2機目)、鹿児島県、熊本県、秋田県、三重県
平成24年度	8県	青森県(2機目)、岩手県、山形県、新潟県、山梨県、徳島県、大分県、宮崎県
平成25年度	3県	広島県、兵庫県(2機目)、佐賀県
平成26年度	1道	北海道(4機目)
平成27年度	2県	滋賀県、富山県
平成28年度	5県	宮城県、新潟県(2機目)、奈良県、愛媛県、鹿児島県(2機目)
平成29年度	1県	鳥取県
平成30年度	1県	石川県
令和3年度	2都県	福井県、東京都
令和4年度	1県	香川県
令和5年度	1県	愛知県(2機目)
令和7年度(予定)	1県	長崎県(2機目)

No.	④-7	R7 予算額	61,299 百万円 (国費) の内数
事業名	地域医療支援センター運営経費等 (地域医療介護総合確保基金)	府省庁名	厚生労働省
概要	効率的かつ質の高い医療提供体制の構築に向けて、都道府県計画に基づき、地域医療構想の達成に資する医療機関の施設設備整備事業等、病床機能の分化・連携の取組を促進するための支援を行う。		
支援対象	都道府県	補助率	2 / 3
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ○地域医療支援センターの運営 ○卒業後に地域医療に従事する意思を有する医学生に対する修学資金の貸与 ○寄附講座の設置 ○キャリア形成プログラムの策定・充実 ○医療人材養成のための研修の実施 等 		
支援内容	定額補助		
離島での実績	—		
備考			
担当部署	厚生労働省医政局地域医療計画課		
連絡先	03-3595-2186		
参照 HP			

地域医療介護総合確保基金

令和7年度予算額:公費で1,433億円
(医療分 909億円、介護分 524億円)

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



都道府県計画及び市町村計画 (基金事業計画)

- **基金に関する基本的事項**
 - ・公正かつ透明なプロセスの確保(関係者の意見を反映させる仕組みの整備)
 - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
 - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- **都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項**

医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間(原則1年間) / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2

 - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏を念頭に設定。
 - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施。国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用。
- **都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成**

地域医療介護総合確保基金の対象事業

- I-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- I-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業
- II 居宅等における医療の提供に関する事業
- III 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等)
- IV 医療従事者の確保に関する事業
- V 介護従事者の確保に関する事業
- VI 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

No.	④-8		R7 予算額	92 百万円
事業名	看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業		府省庁名	厚生労働省
概要	「特定行為に係る看護師の研修制度」の円滑な実施及び研修修了者の養成を促進するため、研修を実施する指定研修機関の設置準備に必要な経費の一部を支援する。			
支援対象	指定研修予定機関	補助率	10/10	
対象事業	<p>概要：特定行為研修の指定研修機関の確保を図るため、指定研修機関の設置準備に必要なカリキュラム作成や備品購入、eラーニングの導入、実習体制構築等の経費に対する支援を行う。</p> <p>対象：保健師助産師看護師法に基づき指定を受けることのできる学校、病院その他の者。ただし、指定研修機関の指定に係る審査を受けている者に限る。</p> <p>事業内容：</p> <p>① 指定準備支援事業 指定研修機関の設置準備に必要なカリキュラム策定や備品購入を行うもの。</p> <p>② 就労継続型体制構築支援事業 就労しながら希望する看護師に配慮した研修を実施するため、遠隔教育や受講看護師の所属施設等における実習等に係る調整等を行う。</p>			
支援内容	指定研修機関の設置に係る eラーニングの導入、カリキュラムや実施要綱の作成、シミュレーター等の物品購入に係る費用を補助する。			
離島での実績	—			
備考				
担当部署	厚生労働省医政局看護課看護サービス推進室			
連絡先	TEL 03-3595-1111(4176)			
参照 HP				

看護師の特定行為に係る研修機関支援事業

令和7年度当初予算 5.1億円 (5.1億円) ※ ()内は前年度当初予算額

事業目的

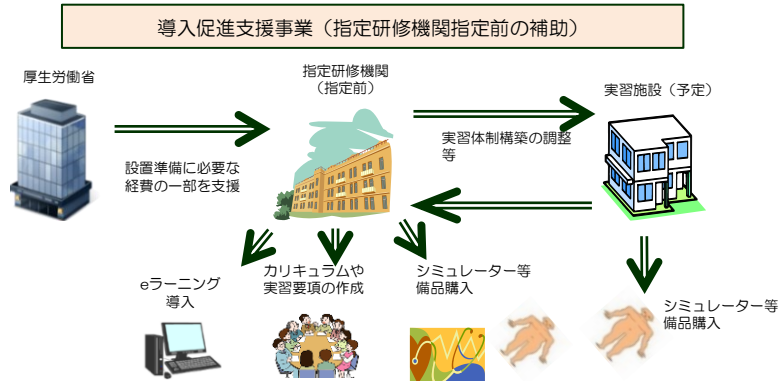
- 少子高齢化の進展に伴い需要が増大する在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師を養成する必要がある。（平成27年特定行為研修制度を創設）
- 特定行為研修修了者を効率的に活用するためには、質の高い修了者を確保する必要がある。そのためには、研修を実施する指定研修機関の確保、質の充実が不可欠である。
- 特定行為研修制度の普及や理解促進、研修受講者の確保のためには、研修に関する情報共有・情報発信を行う必要がある。
- 既に修了者を輩出している指定研修機関において、研修が継続的に行われ、定員を増員するなど、効率的な研修機関の運営が必要である。
- 質の充実した研修を行うために、指定研修機関や協力施設及び関係機関との連携強化が不可欠である。

事業概要

看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業

91,539千円 (91,539千円)

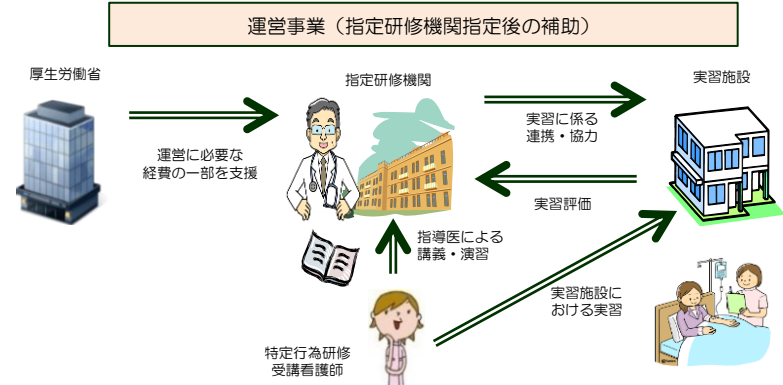
指定研修機関の確保を図るため、指定研修機関の設置準備に必要な、カリキュラム作成や備品購入、eラーニングの導入、実習体制構築等の経費に対する支援を行う。
【補助先：指定研修予定機関】



看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業

409,247千円 (409,247千円)

指定研修機関及び協力施設が質の高い研修を行うため、指導者経費や実習に係る消耗費、委託費、指定研修機関と協力施設の連携に必要な会議費等に対する支援を行う。
【補助先：指定研修機関】



看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業 11,685千円 (11,685千円)

看護師や医師等の医療関係者が特定行為研修に関する情報を収集しやすい環境を整えるため、指定研修機関同士の連携体制を構築するとともに、指定研修機関が実施している特定行為研修の受講に係る情報や特定行為研修修了者の活用に係る情報を収集し、それらの情報提供を目的としたポータルサイトを設置・運営する。【補助先：公募により選定した団体】

No.	④-9	R7 予算額	409 百万円
事業名	看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業	府省庁名	厚生労働省
概要	「特定行為に係る看護師の研修制度」の円滑な実施及び研修修了者の養成を促進するため、研修を実施する指定研修機関の運営に必要な経費を支援する。		
支援対象	指定研修機関	補助率	10/10
対象事業	<p>概要：特定行為研修の指定研修機関及び協力施設が質の高い研修を行うため、指導者に係る経費や実習に係る消耗品費や委託費等に対する支援を行う。</p> <p>対象：保健師助産師看護師法に基づき指定を受けた学校、病院その他の者。ただし、大学院の教育課程として特定行為研修を行う者は除く。</p> <p>事業内容：1又は2以上の特定行為区分に係る特定行為研修を行う指定研修機関に対し、特定行為研修開始後4年目まで指導者に係る経費や実習に係る経費、委託費、協力施設との連携に必要な会議費等に対する支援を行う。</p>		
支援内容	<p>指定研修機関の運営に係る指導者経費、実習経費、委託費、協力施設との連携に必要な会議等に係る費用を補助する。</p> <p>補助率：特定行為研修開始3年目まで 10/10 特定行為研修開始4年目 1/2</p>		
離島での実績	—		
備考			
担当部署	厚生労働省医政局看護課		
連絡先	TEL 03-3595-1111(4176)		
参照 HP			

看護師の特定行為に係る研修機関支援事業

令和7年度当初予算 5.1億円 (5.1億円) ※ ()内は前年度当初予算額

事業目的

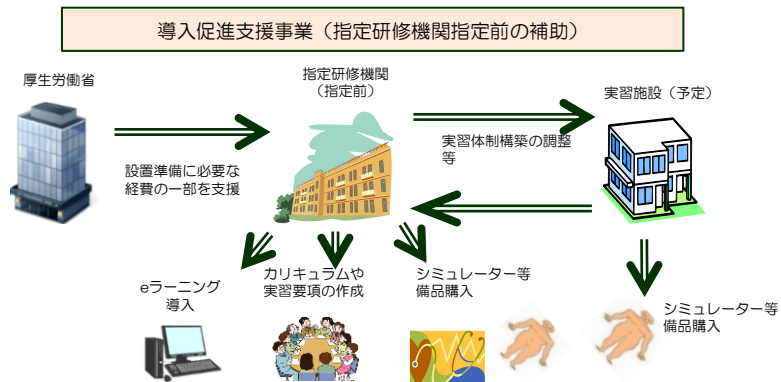
- 少子高齢化の進展に伴い需要が増大する在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師を養成する必要がある。（平成27年特定行為研修制度を創設）
- 特定行為研修修了者を効率的に活用するためには、質の高い修了者を確保する必要がある。そのためには、研修を実施する指定研修機関の確保、質の充実が不可欠である。
- 特定行為研修制度の普及や理解促進、研修受講者の確保のためには、研修に関する情報共有・情報発信を行う必要がある。
- 既に修了者を輩出している指定研修機関において、研修が継続的に行われ、定員を増員するなど、効率的な研修機関の運営が必要である。
- 質の充実した研修を行うために、指定研修機関や協力施設及び関係機関との連携強化が不可欠である。

事業概要

看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業

91,539千円 (91,539千円)

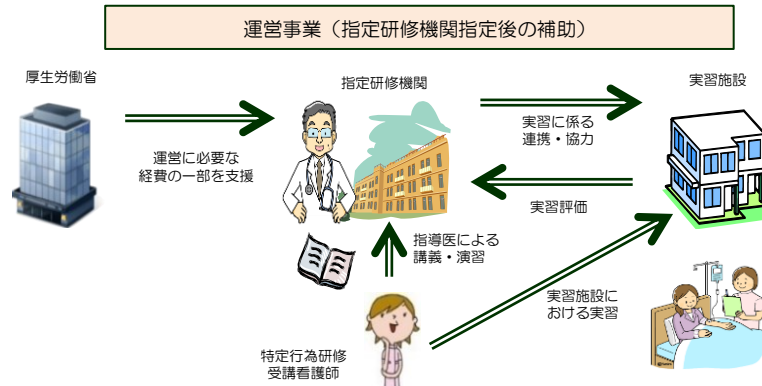
指定研修機関の確保を図るため、指定研修機関の設置準備に必要な、カリキュラム作成や備品購入、eラーニングの導入、実習体制構築等の経費に対する支援を行う。
【補助先：指定研修予定機関】



看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業

409,247千円 (409,247千円)

指定研修機関及び協力施設が質の高い研修を行うため、指導者経費や実習に係る消耗費、委託費、指定研修機関と協力施設の連携に必要な会議費等に対する支援を行う。
【補助先：指定研修機関】



看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業 11,685千円 (11,685千円)

看護師や医師等の医療関係者が特定行為研修に関する情報を収集しやすい環境を整えるため、指定研修機関同士の連携体制を構築するとともに、指定研修機関が実施している特定行為研修の受講に係る情報や特定行為研修修了者の活用に係る情報を収集し、それらの情報提供を目的としたポータルサイトを設置・運営する。【補助先：公募により選定した団体】

No.	④-10	R7 予算額	医療提供体制施設整備 交付金 38 億円の内数
事業名	看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業	府省庁名	厚生労働省
概要	「特定行為に係る看護師の研修制度」の円滑な実施及び研修修了者の養成を促進するため、看護師の特定行為に係る指定研修機関等において、研修を実施するため必要な施設の整備に係る経費に対する支援を行う。		
支援対象	指定研修機関	補助率	1/2
対象事業	<p>概要：看護師の特定行為に係る指定研修機関等において、研修を実施するためのカンファレンスルームの整備や e ラーニングを設置するための整備、研修受講者用の自習室の整備等に必要な経費に対する支援を行う。</p> <p>対象：指定研修機関又は指定研修機関の指定に係る審査を受けている者。ただし、指定研修機関については、大学院の教育課程として特定行為研修を行う者は除く。</p>		
支援内容	研修を実施するためのカンファレンスルームの整備や e ラーニングを設置するための整備、研修受講者用の自習室の整備等に係る費用を補助する。		
離島での実績	—		
備考			
担当部署	厚生労働省医政局看護課看護サービス推進室		
連絡先	TEL 03-3595-1111(4176)		
参照 HP			

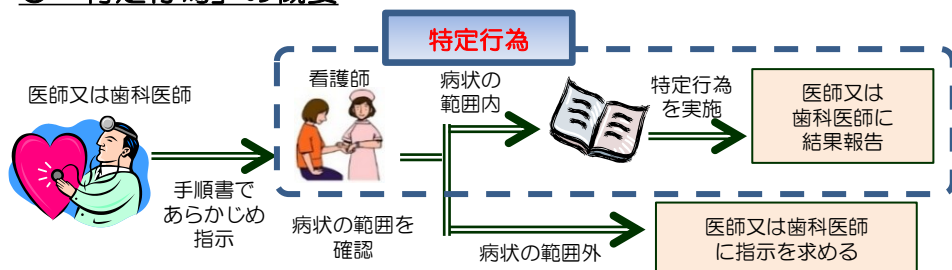
看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業

令和7年度当初予算（令和6年度予算額）医療提供体制施設整備交付金38億円の内数
（医療提供体制施設整備交付金26億円の内数）

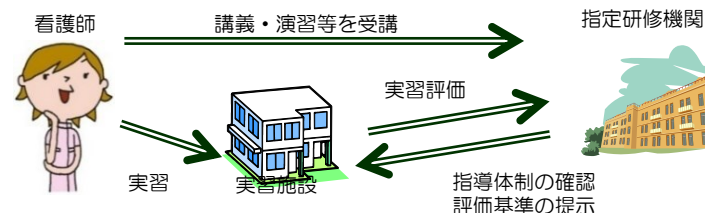
事業目的

- 少子高齢化の進展に伴い需要が増大する在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師を計画的に養成するため、特定行為研修制度を創設。
- 当該研修制度の円滑な実施及び研修修了者を確保するためには、研修を実施する指定研修機関の確保が必要不可欠。
- このため、指定研修機関等において、研修を実施するためのカンファレンスルームの整備やeラーニングを設置するための整備、研修受講者用の自習室の整備等に必要な経費について支援する。

○「特定行為」の概要



○研修実施方法の概要



事業概要

看護師の特定行為に係る指定研修機関等において、研修を実施するためのカンファレンスルームの整備やeラーニングを設置するための整備、研修受講者用の自習室の整備等に必要な経費に対する支援を行う。

（補助先）

- ① 厚生労働大臣が定める者。ただし、指定研修機関の指定に係る審査を受けている者に限る。
- ② 指定研修機関

（補助率）

1/2（国：1/2、指定研修機関等：1/2）

No.	④-11		R7 予算額	14,550 千円
事業名	ICT を活用した在宅看取りに関する研修推進事業		府省庁名	厚生労働省
概要	在宅での看取りにおける医師による ICT を利用した死亡診断等に関わる手続の整備を図るため、医師による遠隔での死亡診断等をサポートする看護師のための研修の実施に対する経費を支援する。			
支援対象	公募により選定した団体	補助率	10/10	
対象事業	概要：「情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等ガイドライン（平成 29 年 9 月 12 日付医政発 0912 第 1 号厚生労働省医政局長通知）」、「情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等ガイドライン」に関する Q&A について（令和元年 12 月 27 日厚生労働省医政局医事課事務連絡）」、「死亡診断書（死体検案書）の押印廃止に係る当面の取扱いについて（令和 3 年 1 月 6 日厚生労働省医政局医事課事務連絡）」及び「情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等ガイドライン」にかかる当面の取扱いについて（令和 3 年 3 月 22 日厚生労働省医政局医事課事務連絡）」の内容に基づき研修を実施する。			
支援内容	医師による遠隔での死亡診断等をサポートする看護師のための研修の実施に係る費用を補助する。			
離島での実績	—			
備考				
担当部署	厚生労働省医政局看護課看護サービス推進室			
連絡先	TEL 03-3595-1111(2654)			
参照 HP				

ICTを活用した在宅看取りに関する研修推進事業

令和7年度概算要求額（令和6年度予算額）15百万円（15百万円）

背景・事業目的

- 最後の診察から24時間経過後に患者が死亡した場合、医師は、対面で死後診察をした後、死亡診断書を交付している。
- 一方で、看取りのため住み慣れた場所を離れ病院や介護施設に入院・入所したり、死後診察を受けるため遺体を長時間保存・長距離搬送するなど、患者や家族が不都合を強いられているとの指摘がある。

規制改革実施計画（平成28年6月2日閣議決定）

在宅での穏やかな看取りが困難な状況に対応するため、受診後24時間を経過していても、以下のa～eの全ての要件を満たす場合には、医師が対面での死後診察によらず死亡診断を行い、死亡診断書を交付できるよう、早急に具体的な運用を検討し、規制を見直す。

- 医師による直接対面での診療の経過から早晚死亡することが予測されていること
- 終末期の際の対応について事前の取決めがあるなど、医師と看護師の十分な連携が取れており、患者や家族の同意があること
- 医師間や医療機関・介護施設間の連携に努めたとしても、医師による速やかな対面での死後診察が困難な状況にあること
- 法医学等に関する一定の教育を受けた看護師が、死の三兆候の確認を含め医師とあらかじめ取り決めた事項など、医師の判断に必要な情報を速やかに報告できること
- 看護師からの報告を受けた医師が、テレビ電話装置等のICTを活用した通信手段を組み合わせることで患者の状況を把握することなどにより、死亡の事実の確認や異状がないと判断できること

『情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等ガイドライン』策定（医政発0912第1号 平成29年9月12日医政局長通知）
H28年度厚生労働科学研究「ICTを利用した死亡診断に関するガイドライン策定に向けた研究」に基づきガイドラインを策定。

患者や家族が希望する、
住み慣れた場所での
穏やかな看取りの実現

事業概要

ICTを活用した在宅看取りに関する研修推進事業

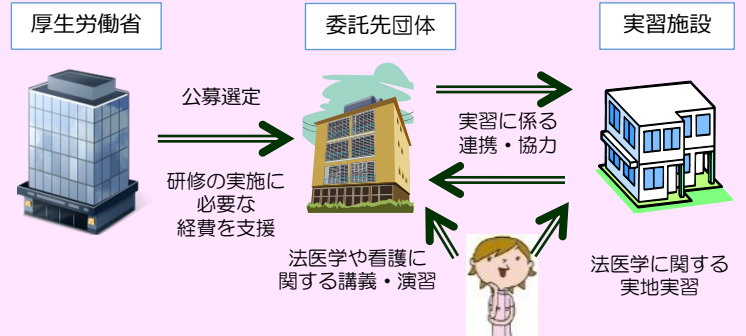
『医師による遠隔での死亡診断をサポートする看護師を対象とした研修』の実施

講義・演習

- ◆法医学に関する一般的事項
死因究明・死因統計制度、死因論、内因性急死、外因死
- ◆ICTを利用した死亡診断等の概要、関係法令
- ◆ICTを利用した死亡診断等の制度を活用する患者・家族への接し方
(意思決定支援含む。)
- ◆実際に使用する機器を用いたシミュレーション

実地研修

- ◆2体以上の死体検案若しくは解剖に立会うこと
又は1体以上の死体検案若しくは解剖の立会い及び実地研修を代替する講義を受講



※上記「情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等ガイドライン」に基づき実施

No.	④-12	R7 当初予算額	5,045 百万円
		R6 補正予算額	10,805 百万円
事業名	社会福祉施設等施設整備費補助金	府省庁名	厚生労働省
概要	地方自治体が策定する整備計画が着実に実施されるよう障害者の障害福祉サービス等の基盤整備を図る。		
支援対象	① 都道府県、指定都市、中核市 ② 都道府県、指定都市	補助率	1 / 2 等
対象事業	<p>(1) 障害者の社会参加支援や地域生活支援を更に推進するため、自治体の整備計画に基づいた民間事業者による通所施設等の整備に要する費用を補助する。</p> <p>(2) 施設入所者等の福祉の向上を図るため、生活保護関係施設や女性支援関係施設等の整備に要する費用を補助する。</p> <p>(3) 障害者支援施設等について、防災・国土強靱化推進の観点から、耐震化整備や非常用自家発電設備の設置、浸水対策等に要する費用を補助する。</p>		
支援内容	<p>補助率 1 / 2 (社会福祉法人等への間接補助)</p> <p>ただし、女性支援関係施設を都道府県、指定都市が設置する場合は、補助率 1 / 2 直接補助となる。</p>		
離島での実績	<p>R6 1カ所 隠岐の島町</p> <p>R5 実績なし</p>		
備考	<p>○ 離島での施設等の建設コストが本土と比べ割高な傾向になっていることから、誘致の際の課題の一つとなっていることを踏まえて、補助単価の8%の加算措置を実施。</p> <p>○ 施設建設を予定している設置者は、自治体の募集時期に合わせて建設計画、資金計画及び土地の確保の状況等を明らかにした事業計画書を提出し、内容の審査を受ける必要がある。</p>		
担当部署	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課		
連絡先	03-5253-1111 (内線 3035)		
参照 HP	-		

社会福祉施設等施設整備費補助金

令和7年度当初予算案 50億円 (45億円) ※()内は前年度当初予算額
※令和6年度補正予算額 108億円 (102億円)

1 事業の目的

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」、「生活保護法」等の規定に基づく施設等の整備に要する費用の一部を補助することにより、入所者等の福祉の向上を図ることを目的としている。

2 事業の概要

障害者の社会参加支援や地域生活支援を更に推進するため、自治体の整備計画に基づいた民間事業者による通所施設等の整備を推進する。

※離島は施設等の建設コストが本土と比べて割高な傾向のため、事業者誘致の際の課題の1つとなっていることを踏まえ、補助単価の8%加算措置を実施している。



3 実施主体等

実施主体：社会福祉法人等

補助率：1/2〔間接補助〕

（負担割合：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4）

- 対象施設：ア 障害者総合支援法関連
障害者支援施設、障害福祉サービス事業所（生活介護、就労継続支援）、居宅介護事業所（居宅介護、行動支援）、短期入所施設、共同生活援助事業所（グループホーム）等
- イ 生活保護法等関連
救護施設、更生施設、授産施設、宿泊提供施設 等
- ウ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律関連
女性自立支援施設 等

4 事業実績

実施自治体数：95都道府県市（100都道府県市）

※令和6年度当初内示実績、括弧内は令和5年度当初内示実績

うち、離島における実績：令和6年度：1県（隠岐の島町）

令和5年度：実績なし

令和4年度：2県（中種子町、上天草市（旧大矢野町））



就労継続支援B型事業所
「共生工房 猿蟹川」

No.	④-13		R7 予算額	—
事業名	基準該当サービス・離島等相当サービス		府省庁名	厚生労働省
概要	<p>【基準該当サービス】 離島や中山間地域など事業者確保が困難な地域では、介護人材不足や特殊な地理的要件により、全ての指定基準を満たすことが困難な場合がある。このため、指定居宅サービス事業者の要件（法人格、人員基準、設備・運営基準）の一部を満たしていない事業者のうち、一定水準を満たすサービス提供を行う事業者について、市町村がそのサービスを「基準該当サービス」として保険給付の対象とすることができることとしている。</p> <p>【離島等相当サービス】 指定居宅サービス・基準該当サービスともに確保が著しく困難な離島等の地域では、人員基準、設備・運営基準を定めず、一定の質を持つ居宅サービスに相当するサービスを、市町村が「離島等相当サービス」として保険給付の対象とすることができることとしている。</p>			
支援対象	都道府県・市町村	補助率	—	
対象事業	—			
支援内容	この制度を活用することにより、離島や中山間地域など事業者確保が困難な地域であっても、介護保険サービス提供体制を確保することが可能となる。			
離島での実績	<p>【基準該当サービス】 39 都道府県・204 保険者にて実施。</p> <p>【離島等相当サービス】 17 都道県・27 保険者にて実施。</p> <p>(※) いずれも離島のほか中山間地域等に位置する自治体も含む。 (※) 出典：令和5年度介護保険事務調査（厚生労働省老健局介護保険計画課）</p>			
備考	—			
担当部署	厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課			
連絡先	03-3595-2889			
参照 HP	—			

離島等における介護サービス

- 介護保険制度では、厚生労働省令で定める人員・設備・運営基準を満たした場合に、**指定サービス**としてサービスの提供を可能としている。
- また、厚生労働省令で定める人員・設備・運営基準の一部を満たしていない場合においても、一定の基準を満たした場合に**基準該当サービス**としてサービスの提供を可能としている。
- さらに、指定サービスや基準該当サービスの確保が著しく困難な離島等の地域においても、市町村が必要と認める場合、これらのサービスに相当するサービス（**離島等相当サービス**）として柔軟なサービスの提供を可能としている。

名称		提供する事業者	指定の効力等	保険給付
居宅サービス	指定居宅サービス	指定居宅サービス事業者 ⇒ 指定基準を満たす事業者	全国	居宅介護サービス費
	基準該当居宅サービス	基準該当サービス事業者 ⇒ 指定基準の一部を満たしていないが、指定基準をふまえ、都道府県が条例で定める基準に該当している事業者	市町村 (訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所介護、福祉用具貸与、居宅介護支援)	特例 居宅介護サービス費
	離島等の相当サービス	離島等相当サービス事業者 ⇒ 市町村の判断により、一定の質を持つ居宅サービスに相当するサービスを提供する事業者	離島等 (市町村の一部の場合あり)	
地域密着型サービス	指定地域密着型サービス	指定地域密着型サービス事業者 ⇒ 指定基準（又は市町村の基準）を満たす事業者	原則として市町村 (利用者の経過措置あり)	地域密着型介護サービス費
	離島等の相当サービス	離島等相当サービス事業者 ⇒ 市町村の判断により、一定の質を持つ地域密着型サービスに相当するサービスを提供する事業者	離島等 (市町村の一部の場合あり) (地域密着型介護老人福祉施設生活介護を除く)	特例地域密着型介護サービス費

基準該当サービスの実施状況

- 離島や中山間地域など事業者確保が困難な地域では、介護人材不足や特殊な地理的要件により、全ての指定基準を満たすことが困難な場合がある。このため、指定居宅サービス事業者の要件（法人格、人員基準、設備・運営基準）の一部を満たしていない事業者のうち、一定水準を満たすサービス提供を行う事業者について、市町村がそのサービスを「**基準該当サービス**」として保険給付の対象とすることができることとしている。
- 基準該当サービスの指定・提供の流れは以下のとおりであり、実施保険者は、39都道府県・204保険者（全保険者の13.0%）。

基準該当サービスの提供までの流れ

① 都道府県が条例で、基準該当サービスに関する基準を定める

→ 条例内容は、国が厚生労働省令で定めている基準をもとに、各自治体の実情等を踏まえて定める。

② 市町村(保険者)は都道府県の条例に基づき、指定要件(人員基準、設備・運営基準)の緩和内容をサービスごとに決定

【短期入所生活介護の場合】

従業者	・医師1人以上 ・介護職員又は看護職員は、利用者3人に1人以上 (定員20人未満の併設事業所以外は、うち1人常勤)	・医師は不要 ・介護職員又は看護職員は、利用者3人に1人以上 (常勤要件なし)
廊下幅	1.8m以上 (中廊下は2.7m以上)	車いすでの円滑な移動が可能な廊下幅
居室面積	1人あたり10.65㎡	1人あたり7.43㎡

③ 規則等に従い、希望する事業所からの申請・登録等を経て、基準該当サービスの提供を開始

基準該当サービスの実施保険者数

実施保険者数 204 (13.0%)

内訳	居宅介護支援	46
	訪問介護	87
	同居家族に対するヘルパー派遣	0
	訪問入浴介護	28
	通所介護	34
	福祉用具貸与	18
	短期入所生活介護	99
	介護予防支援	23
	介護予防訪問入浴介護	6
	介護予防福祉用具貸与	14
介護予防短期入所生活介護	54	

(出典) 令和2年度老人保健健康増進等事業「離島等における介護サービス確保に向けた人材育成や自治体による支援方策に関する調査研究事業」報告書及び令和5年度介護保険事務調査(厚生労働省介護保険計画課調べ)

離島等相当サービスの実施状況

- 指定居宅サービス・基準該当居宅サービスともに確保が著しく困難な離島等の地域では、人員基準、設備・運営基準を定めず、一定の質を持つ居宅サービスに相当するサービスを、市町村が「**離島等相当サービス**」として保険給付の対象とすることができることとしている。
- 離島等相当サービスの提供の流れや対象地域は以下のとおりで、実施保険者は、以下17都道県・27保険者（全保険者1.7%）。

離島等相当サービスの提供までの流れ

- ① 市町村(保険者)が地域独自の基準として、指定要件の内容を定める。

【離島等相当サービスにより緩和された指定基準の例】

訪問介護	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護員の配置基準を「任意」とする。 ・在宅で要介護3以上の同居者への家族介護をしている人を「みなし事業者」とする。
訪問看護	<ul style="list-style-type: none"> ・看護職員の配置基準(常勤換算2.5人以上)を「常勤換算1.5人以上」とする。
短期入所生活介護	<ul style="list-style-type: none"> ・医師、機能訓練指導員の配置基準を「任意」とする。 ・医務室の配置を「任意」とし、その他の設備は通所介護事業所の設備を活用することとする。

- ② 規則等に従い、希望する事業所からの申請・登録等を経て、離島等相当サービスの提供を開始

離島等相当サービスの対象地域

離島振興対策実施地域(離島振興法)	奄美群島(奄美群島振興開発特別措置法)
振興山村(山村振興法)	沖縄の離島(沖縄振興特別措置法)
小笠原諸島(小笠原諸島振興開発特別措置法)	
豪雪地帯、辺地、過疎地域等のうち、人口密度が希薄・交通が不便等によりサービス確保が著しく困難な地域で厚生労働大臣が定める地域	

(出典) 令和2年度老人保健健康増進等事業「離島等における介護サービス確保に向けた人材育成や自治体による支援方策に関する調査研究事業」報告書及び令和5年度介護保険事務調査(厚生労働省介護保険計画課調べ)

離島等相当サービスの実施保険者数、実施保険者

実施保険者数		27 (1.7%)
	うち、ホームヘルプサービス	10
	同居家族に対するヘルパー派遣	0
	うち、デイサービス	20
	うち、ショートステイ	8
	その他	3

北海道	奥尻町	香川県	高松市
	西興部村		高知県
秋田県	上小阿仁村	長崎県	長崎市
山形県	酒田市		平戸市
福島県	鮫川村		五島市
東京都	檜原村		西海市
	小笠原村	熊本県	天草市
新潟県	粟島浦村	鹿児島県	十島村
滋賀県	近江八幡市	沖縄県	多良間村
奈良県	下北山村		竹富町
岡山県	笠岡市		与那国町
	西粟倉村		沖縄県介護保険広域連合
広島県	三原市		
山口県	萩市		
	岩国市		

No.	④-14	R7 予算額	地域医療介護総合確保基金 (施設分) 252 億円の内数
事業名	地域医療介護総合確保基金 (施設分)	府省庁名	厚生労働省
概要	地域包括ケアシステムの構築に向けて、都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行う。		
支援対象	都道府県	補助率	都道府県が実施する事業について国から 2/3 を補助
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ○地域密着型サービス施設等の整備への助成 ○介護施設の開設準備経費等への支援 ○特養多床室のプライバシー保護のための改修等による介護サービスの改善 <p style="text-align: right;">等</p>		
支援内容	<p>上記の事業について、都道府県に設置されている地域医療介護総合確保基金により助成を行う。</p> <p>※離島は施設等の建設コストが本土と比べ割高になっており、事業者誘致の際の課題となっていることを踏まえ、補助単価の 8% 加算措置を実施</p>		
離島での実績	<p>令和 4 年度実績</p> <p>南種子町、西之表市、佐渡市、西ノ島町、土庄町、小値賀町</p>		
備考			
担当部署	厚生労働省老健局高齢者支援課		
連絡先	03-3595-2888		
参照 HP			

地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備に関する事業分）

令和7年度当初予算 252億円（252億円） ※（）内は前年度予算額

1 事業の目的

- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、今後急増する高齢単身世帯、夫婦のみ世帯、認知症高齢者等が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行うとともに、令和7年度においては、地域のニーズ等に即した事業の充実や、令和6年度が終期となっている事業の期限の撤廃を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- ・ 基金を活用し、以下の事業を、都道府県計画を踏まえて実施。

【対象事業】 ※ 配分基礎単価の上限額の引き上げ

1. 地域密着型サービス施設等の整備への助成
 - ① 可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域密着型サービス施設・事業所等の整備に対して支援。
※定員30人以上の広域型施設の整備費は平成18年度に一般財源化され、各都道府県が支援を実施。
 - ② 対象施設を合築・併設を行う場合に、それぞれ補助単価の5%加算を実施。
 - ③ 空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等の整備について支援を実施。
 - ④ 介護離職受け皿整備と老朽化した広域型施設の大規模修繕を同時に進めるため、介護離職ゼロ対象サービスを整備する際に、あわせて行う広域型特別養護老人ホーム等の大規模修繕・耐震化について支援を実施。【期限の撤廃】
 - ⑤ 一定の条件の下で、災害レッドゾーン・災害イエローゾーンに立地する老朽化等した広域型介護施設の移転建替（災害イエローゾーンにおいては現地建替も含む。）にかかる整備費の支援を実施。
 - ⑥ 移転用地の確保が困難な大都市において、老朽化した介護施設の改築・大規模修繕等を促進させるため、工事中に介護施設の利用者を受け入れる代替施設の整備を公有地において実施する場合の費用の支援を実施。
 - ⑦ 地域の介護ニーズに応じて、地域密着型施設から広域型施設への転換による受け皿の拡大、2施設以上の施設の集約化・ダウンサイジング等（サービス転換含む）に取り組む施設整備費（大規模修繕含む）の支援を実施。※ 都市部においては、5%の加算を設定。
 - ⑧ 2040年までに全国平均以上に高齢者が増加と予測される地域について、小規模な介護付きホームの対象地域を拡大（11箇所）する。

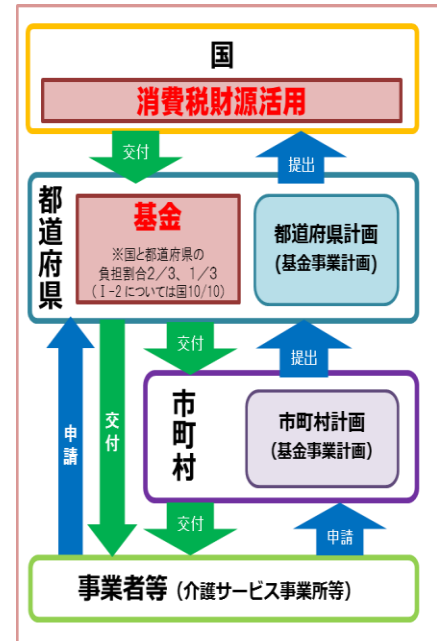
2. 介護施設の開設準備経費等への支援

- ① 特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設の開設準備に要する経費の支援を実施。
※定員30人以上の広域型施設を含む。
- ② 在宅での療養生活に伴う医療ニーズの増大に対応するため、訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に必要な設備費用等について支援を行う。
- ③ 土地取得が困難な地域での施設整備を支援するため、定期借地権（一定の条件の下、普通借地権）の設定のための一時金の支援を実施。
- ④ 介護施設で働く職員等を確保するため、施設内の保育施設の整備、介護職員用の宿舍の整備に対して支援を実施。

3. 特養多床室のプライバシー保護のための改修等による介護サービスの改善等

- ① 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室における多床室のプライバシー保護のための改修費用について支援を実施。
- ② 特別養護老人ホーム等のユニット化改修費用について支援を実施。
- ③ 施設の看取りに対応できる環境を整備するため、看取り・家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修費用について支援を実施。
- ④ 共生型サービス事業所の整備を推進するため、介護保険事業所において、障害児・者を受け入れるために必要な改修・設備について支援を実施。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行したことを踏まえ、新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業の補助率を縮小（2/3から1/3）する。

<実施主体等>



<令和5年度交付実績> 38都道府県

No.	④-15		R7 予算額	8 百万円
事業名	離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業		府省庁名	厚生労働省
概要	離島等での介護サービスを利用した場合の特別地域加算による負担への対応として、市町村民税非課税の者の利用者負担額の1割分を減額する。			
支援対象	市町村	補助率	1 / 2	
対象事業	社会福祉法人等が提供する訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護又は第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）（事業所が離島等地域にあるものに限る。）			
支援内容	離島等での上記介護サービスを利用した場合の特別地域加算による負担への対応として、市町村民税非課税の者の利用者負担額の1割分を減額する。			
離島での実績	—			
備考				
担当部署	厚生労働省老健局介護保険計画課			
連絡先	TEL 03-3595-2890			
参照 HP				

離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業

令和7年度当初予算額 7,762千円 (7,762千円) ※ ()内は前年度当初予算額

事業内容

- 離島等地域においては、訪問系・多機能系の介護サービスを利用した場合、介護報酬に15%相当の特別地域加算が行われ、利用者負担も増額されることになる。
- このため、離島等の地域の利用者負担について、他地域との均衡を図る観点から、低所得者の利用者負担額の1割分を減額（通常10%の利用者負担を9%に軽減）するもの。

実施主体

- 市町村

補助内容

- 減額分について、社会福祉法人等が利用者に代わって負担した上で、その負担総額の1/2について、助成を行う（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）。

No.	④-16	R7 予算額	2,504,672 百万円 (内数)
事業名	離島・中山間地域等に対する報酬加算	府省庁名	厚生労働省
概要	訪問系・多機能系・通所系サービスについて、離島・中山間地域等に事業所が所在する場合や居住している利用者に対してサービスを提供した場合に、介護報酬における加算で評価。		
支援対象	介護サービス事業者	補助率	①特別地域加算（15/100） ②中山間地域等における小規模事業所加算（10/100） ③中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算（5/100）
対象事業	①②については訪問系・多機能系サービスが対象 ③については訪問系・多機能系・通所系サービスが対象		
支援内容	<p>①厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所がサービス提供を行った場合に算定。 ②厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所がサービス提供を行った場合に算定。 ③厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、サービス提供を行った場合に算定。（①②と同時算定可。）</p> <p>※厚生労働大臣が定める地域</p> <p>①離島振興対策実施地域、奄美群島、振興山村、小笠原諸島、沖縄の離島、豪雪地帯、特別豪雪地帯、辺地、過疎地域等であって、人口密度が希薄、交通が不便等の利用によりサービスの確保が著しく困難な地域 ②豪雪地帯及び特別豪雪地帯、辺地、半島振興対策実施地域、特定農山村、過疎地域（特別地域加算対象地域は除く。） ③離島振興対策実施地域、奄美群島、豪雪地帯及び特別豪雪地帯、辺地、振興山村、小笠原諸島、半島振興対策実施地域、特定農山村地域、過疎地域、沖縄の離島</p>		
離島での実績	—		
備考	介護給付費負担金 2,504,672 百万円の内数。		
担当部署	厚生労働省老健局老人保健課		
連絡先	TEL 03- 3595-2490		
参照 HP			

離島・中山間地域等に対する報酬加算

- 訪問系・通所系サービスについては、中山間地域等に事業所が所在する場合や居住している利用者に対してサービスを提供した場合、介護報酬における加算で評価している。

下線は、令和6年度介護報酬改定において新たに対象となったサービス

(1) 特別地域加算

概要	厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所がサービス提供を行った場合に算定。(15/100)
対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、 <u>介護予防支援</u> (※)
対象地域	①離島振興対策実施地域 ②奄美群島 ③振興山村 ④小笠原諸島 ⑤沖縄の離島 ⑥豪雪地帯、特別豪雪地帯、辺地、過疎地域等であって、人口密度が希薄、交通が不便等の利用によりサービスの確保が著しく困難な地域

(2) 中山間地域等における小規模事業所加算

概要	厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所がサービス提供を行った場合に算定。(10/100)
対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、 <u>介護予防支援</u> (※)
対象地域	①豪雪地帯及び特別豪雪地帯 ②辺地 ③半島振興対策実施地域 ④特定農山村 ⑤過疎地域 (特別地域加算対象地域は除く。)

(3) 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

概要	厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、サービス提供を行った場合に算定。(5/100、(1)(2)と同時算定可。)
対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、 <u>介護予防支援</u> (※)
対象地域	①離島振興対策実施地域 ②奄美群島 ③豪雪地帯及び特別豪雪地帯 ④辺地 ⑤振興山村 ⑥小笠原諸島 ⑦半島振興対策実施地域 ⑧特定農山村地域 ⑨過疎地域 ⑩沖縄の離島

※：居宅介護支援事業者が市町村からの指定を受けて介護予防支援を行う場合

No.	④-17	R 7 予算額	10,000 千円
事業名	離島・中山間地域等サービス確保対策事業	府省庁名	厚生労働省
概要	離島や中山間地域等の実情を踏まえた介護サービス確保等のため、これらの地域におけるホームヘルパー養成など、人材の確保対策に重点をおき、離島又は中山間地域を管轄する都道府県・市町村・特別区それぞれが、具体的な方策・事業の検討や試行的事業等を実施した場合の費用を補助する。		
支援対象	都道府県・市町村	補助率	都道府県・指定都市・中核市が実施する事業について国から 1/2 (※1) を補助 (市町村・特別区が実施する事業については国 1/2、県 1/4、市 1/4 (※2)) ※1 地域医療介護総合確保基金のメニュー「離島、中山間地域等における介護人材確保支援事業」と合わせて実施する場合は、国 3/4、県 1/4。 ※2 地域づくり加速化事業による伴走的支援を受けている場合は、国 2/3、県 1/6、市 1/6)
対象事業	<p><都道府県が実施する事業の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ サービス確保対策検討委員会の開催、離島や中山間地域等で活用できる国や都道府県の制度についての周知 離島や中山間地域等の状況調査、阻害要因の把握、分析、サービスの確保・充実のための具体的な事業の提示を行うほか、市区町村や事業者向けの説明会やパンフレットの作成等を実施。 <p><市町村が実施する事業の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業推進会議の開催、離島や中山間地域等で活用できる国や都道府県の制度についての周知 サービス確保対策検討委員会で提示された事業の実施に向けた準備を実施するほか、事業者向けの説明会の開催やパンフレットの作成等を実施。 ○ 介護サービスの提供体制を確立するための試行的事業の実施 サービスの提供体制を確立するための地域住民の参加と起業支援 (ホームヘルパー養成等、介護人材の養成・確保支援)、環境整備等の試行的事業 (タブレット等の ICT 機器の導入や電動自転車等の購入支援) を実施。 <p><離島等地域が実施する事業の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各自治体の実情に応じた介護サービス確保等のための事業の実施 (介護人材の確保、意見交換の場の提供、サービス提供体制の確保等) 		
支援内容	上記の事業等を実施した場合、その費用の一部について補助を行う。		
離島での実績	<p><令和6年度交付決定> ※離島のほか中山間地域等に位置する自治体も含む。 補助自治体数：11 自治体、補助額：2,088 千円</p> <p><実施事業の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 離島等サービス確保対策検討委員会の開催 ○ 人材確保に必要な調査の実施、アクティブシニア向けセミナーの開催、学生・介護従事者を対象とした、介護職の魅力発信事業 ○ 離島地域に所在する介護施設・事業所に対して、介護従事者が利用する定期船が、荒天等により欠航した場合における通勤支援 (平時に使用する通勤手段が天候不良により使用できない場合、その代替となる通勤手段の確保に要する費用を補助) 		
備考	—		
担当部署	厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課		
連絡先	03-3595-2889		
参照 HP	—		

離島・中山間地域等サービス確保対策事業

令和7年度当初予算額 10百万円（12百万円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 離島や中山間地域等の実情を踏まえた介護サービス確保等のため、これらの地域におけるホームヘルパー養成など、人材の確保対策に重点をおき、具体的な方策・事業の検討や試行的事業等を実施する。

2 事業の概要

都道府県が行う事業

- サービス確保対策検討委員会の開催、離島や中山間地域等で活用できる国や都道府県の制度について周知
離島や中山間地域等の状況調査、阻害要因の把握、分析、サービスの確保・充実のための具体的事業の提示を行うほか、市区町村や事業者向けの説明会やパンフレットの作成等を実施。

市区町村が行う事業

- 事業推進会議の開催、離島や中山間地域等で活用できる国や都道府県の制度についての周知
サービス確保対策検討委員会で提示された事業の実施に向けた準備を実施するほか、事業者向けの説明会の開催やパンフレットの作成等を実施。
- 介護サービスの提供体制を確立するための試行的事業の実施
サービスの提供体制を確立するための地域住民の参加と起業支援（ホームヘルパー養成等、介護人材の養成・確保支援）、環境整備等の試行的事業（タブレット等のICT機器の導入や電動自転車等の購入支援）を実施。

離島等地域で介護サービス確保等のために行う事業

- 各自治体の実情に応じた介護サービス確保等のための事業の実施
高齢者の安心・安全で自立した生活が可能となるよう、次のような事業を実施。

介護人材の確保

介護従事者等が地元の学生等に対して、仕事内容ややりがいについて語り、進路相談等を行うことで、地元の介護職に就職してもらうための動機付けとなるような機会を確保する事業

意見交換の場の提供

介護従事者をはじめとする多職種が連携して、サービス提供に当たっての情報共有を行うことを目的として意見交換の場を提供する事業

サービス提供体制の確保<拡充>

離島地域に所在する介護施設・事業所に対して、介護従事者が利用する定期船が、荒天等により欠航した場合に必要なサービス提供を行うなど、島内のサービス提供体制を確保するための事業

3 実施主体等

【実施主体及び補助率】

- 都道府県・指定都市・中核市
国1/2、都道府県等1/2
 - ・ 地域医療介護総合確保基金のメニュー「離島、中山間地域等における介護人材確保支援事業」と合わせて実施する場合
国3/4、都道府県等1/4
- 市区町村
国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4
 - ・ 離島等地域で介護サービス確保等のために行う事業を実施し、地域づくり加速化事業による伴走的支援を受けている場合
国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6

※ 実施主体は、「厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準」又は「厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域」に掲げる地域を管轄する自治体に限る。地域の実情に応じ、適切な事業運営が確保できると認められる団体等に委託することも可能。

【事業実績】

- 実施箇所数：14自治体（令和5年度）

No.	④-18	R7 予算	2,504,672 百万円 (内数)
事業名	介護職員の処遇改善	府省庁名	厚生労働省
概要	介護職員の給与が他の職種に比べて低い状況にあり、その人材確保に向けて介護職員の処遇改善を行うもの。		
支援対象	介護サービス事業者	補助率	サービスごとに加算率を設定
対象事業	介護職員が基準上配置されている介護サービス		
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ キャリアパス要件、月額賃金改善要件及び職場環境等要件を満たした上で介護職員等の処遇改善を行う場合に算定できる加算。 ・ 加算の算定額は、介護職員への配分を基本としつつも、介護サービス事業者等の判断により、事業所内で柔軟な配分を認めている。 		
離島での実績	—		
備考	介護給付費負担金 2,504,672 百万円の内数。		
担当部署	厚生労働省老健局老人保健課		
連絡先	TEL 03- 3595-2490		
参照 HP			

処遇改善加算の一本化及び加算率の引上げ（令和6年6月～）

- 介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう加算率の引上げを行う。
- 介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。

※ 一本化後の加算については、介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内での柔軟な職種間配分を認める。また、人材確保に向けてより効果的な要件とする等の観点から、月額賃金の改善に関する要件及び職場環境等要件を見直す。

※ 令和6年度末までの経過措置期間を設け、加算率並びに月額賃金改善要件及び職場環境等要件に関する激変緩和措置を講じる。

加算率（※）

既存の要件は黒字、新規・修正する要件は**赤字**

加算率（※）	新加算（介護職員等処遇改善加算）	要件	対応する現行の加算等（※）	新加算の趣旨	
【24.5%】	新加算 （介護職員等処遇改善加算）	I	<ul style="list-style-type: none"> 新加算（Ⅱ）に加え、以下の要件を満たすこと。 経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること（訪問介護の場合、介護福祉士30%以上） 	<ul style="list-style-type: none"> a. 処遇改善加算（Ⅰ）【13.7%】 b. 特定処遇加算（Ⅰ）【6.3%】 c. ベースアップ等支援加算【2.4%】 	事業所内の経験・技能のある職員を充実
【22.4%】		Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> 新加算（Ⅲ）に加え、以下の要件を満たすこと。 改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 職場環境の更なる改善、見える化【見直し】 ダブルプゴとの配分ルール【撤廃】 	<ul style="list-style-type: none"> a. 処遇改善加算（Ⅰ）【13.7%】 b. 特定処遇加算（Ⅱ）【4.2%】 c. ベースアップ等支援加算【2.4%】 	総合的な職場環境改善による職員の定着促進
【18.2%】		Ⅲ	<ul style="list-style-type: none"> 新加算（Ⅳ）に加え、以下の要件を満たすこと。 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備 	<ul style="list-style-type: none"> a. 処遇改善加算（Ⅰ）【13.7%】 b. ベースアップ等支援加算【2.4%】 	資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備
【14.5%】		Ⅳ	<ul style="list-style-type: none"> 新加算（Ⅳ）の1/2（7.2%）以上を月額賃金で配分 職場環境の改善（職場環境等要件）【見直し】 賃金体系等の整備及び研修の実施等 	<ul style="list-style-type: none"> a. 処遇改善加算（Ⅱ）【10.0%】 b. ベースアップ等支援加算【2.4%】 	介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等

※：加算率は訪問介護のものを例として記載。職種間配分の柔軟化については令和6年4月から現行の介護職員処遇改善加算及び介護職員等処遇改善加算に適用。なお、経過措置区分として、令和6年度末まで介護職員等処遇改善加算(V)(1)～(14)を設け、現行の3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引上げを受けることができるようにする。

No.	④-19	R7 予算額	地域医療介護総合確保基金 (人材分) の 97 億円の内数
事業名	地域医療介護総合確保基金 (人材分)	府省庁名	厚生労働省
概要	人口減少や高齢化が急速に進んでいる離島や中山間地域等における介護人材の確保に向けた取組を支援し、介護サービスの提供体制を確保及び地域包括ケアシステムの構築を推進する。		
支援対象	都道府県	補助率	都道府県が実施する事業について国から 2/3 を補助
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域外からの就職促進 (例. 地域外から介護サービス事業所・施設に就職するための引越費用等) ・ 地域外での採用活動支援 (例. 地域外での就職説明会の開催等) ・ 先進自治体からのアドバイザー招へい等 (例. 離島等で先進的に取り組んでいる地域のノウハウを活用するため、当該自治体からのアドバイザー招へい等) <p style="text-align: right;">等</p>		
支援内容	都道府県に設置されている地域医療介護総合確保基金による助成。		
離島での実績	令和5年度実績 家島地域、小豆島 (土庄町、小豆島町)、三宅村の5市町村		
備考			
担当部署	厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課		
連絡先	03-3595-2889		
参照 HP			

離島、中山間地域等における介護人材確保支援事業

(地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分))

人口減少や高齢化が急速に進んでいる離島や中山間地域等における介護人材の確保に向けた取組を支援し、介護サービスの提供体制を確保及び地域包括ケアシステムの構築を推進。

地域外からの人材確保を支援

○地域外からの就職促進

地域外から介護サービス事業所・施設に就職するために必要な費用を助成

(赴任旅費、引越・転入費用、
短期間の体験就労等)



○地域外での採用活動支援

地域外での就職説明会の開催等



○先進自治体からの アドバイザー招へい等

離島、中山間地域等で先進的に取り組んでいる地域のノウハウを活用するため、当該自治体からのアドバイザー招へい等

資質向上を支援

○介護従事者の資質向上推進

- ▶地域外から講師を招いて介護従事者の資質向上研修を実施するために必要な費用を助成
- ▶介護従事者が地域外での資質向上研修を受講するために必要な費用を助成



通いの場等への移動を支援

○移動支援の担い手を確保

- ▶高齢者の移動を支援する団体の立ち上げ
- ▶移動支援の担い手養成研修の実施
- ▶運転に係る講習等の受講
- ▶福祉有償運送の実施に係る手続きの助言等

※介護サービス事業所、通いの場、医療機関等への移動



【離島、中山間地域等の範囲】

①「厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準(平成11年3月31日厚生省告示第99号)」に規定される地域(離島振興対策実施地域、奄美群島、振興山村、小笠原諸島、沖縄振興特別措置法に規定する離島、豪雪地帯等)

②「厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成21年3月13日厚生労働省告示第83号)」に規定される地域(特別豪雪地帯、辺地、半島振興対策実施地域、特定農山村地域、過疎地域等)



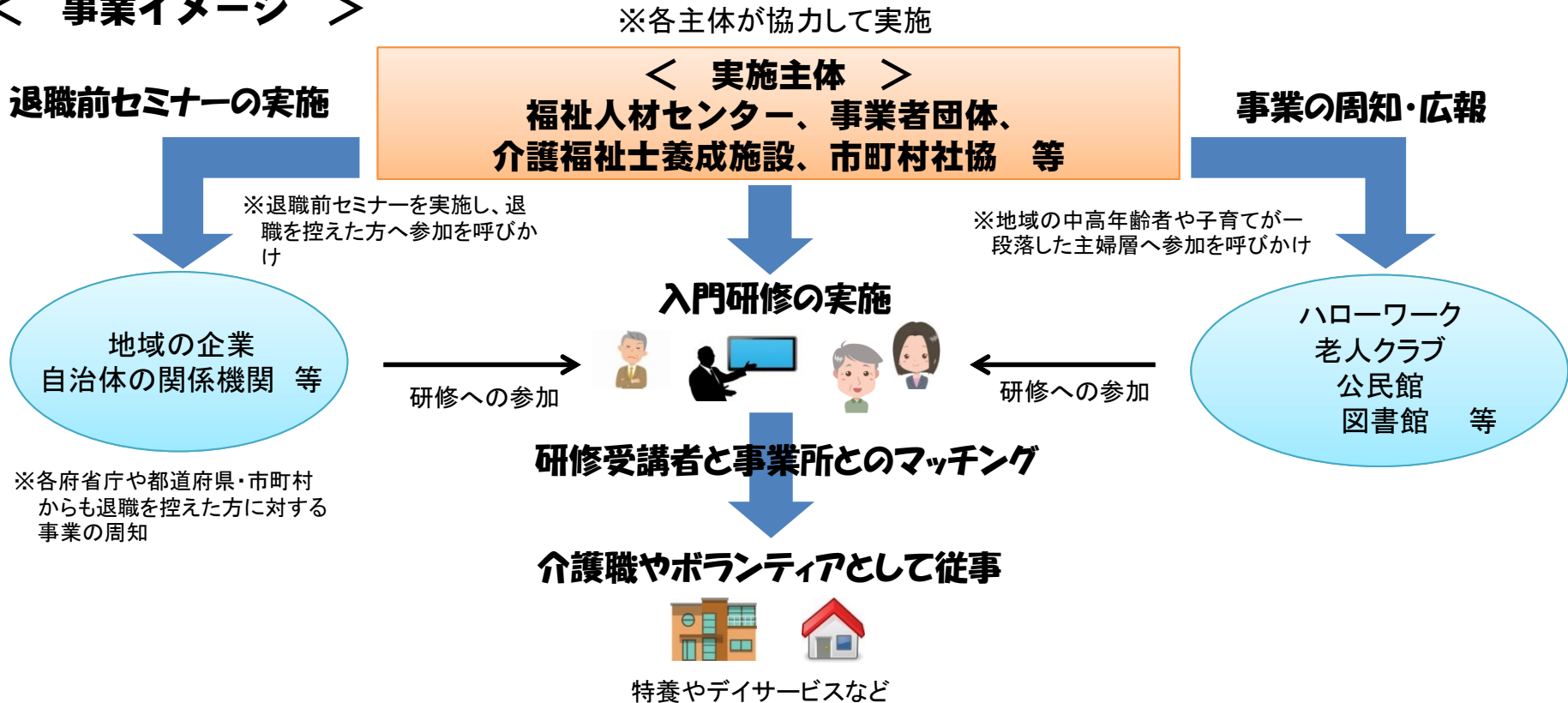
No.	④-20	R7 予算額	地域医療介護総合確保 基金の 97 億円の内数
事業名	介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援事業	府省庁名	厚生労働省
概要	介護未経験者の介護分野への参入のきっかけを作るとともに、参入障壁となっている介護に関する様々な不安を払拭するため、介護業務の入門的な知識・技術の修得のための研修を導入し、介護人材のすそ野を拡げ、中高年齢者など多様な人材の参入を促進する。		
支援対象	都道府県	補助率	2/3
対象事業	介護に関する入門的な知識・技術を修得するための研修（介護に関する入門的研修）を実施し、事前の周知から研修受講後の介護施設等とのマッチングまでの一体的な支援を行う。		
支援内容	都道府県に設置されている地域医療介護総合確保基金による助成。		
離島での実績	—		
備考			
担当部署	厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室		
連絡先	TEL 03-3595-1111 (2849)		
参照 HP			

介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援事業の創設

【地域医療介護総合確保基金のメニュー】

- 介護未経験者の介護分野への参入のきっかけを作るとともに、参入障壁となっている介護に関する様々な不安を払拭するため、介護業務の入門的な知識・技術の修得のための研修を導入し、介護人材のすそ野を拡げ、中高年齢者など多様な人材の参入を促進する。
- 具体的には、事業実施団体において、求職者や退職を控えた方などへの研修の参加を呼びかけるとともに、入門的研修の実施から研修受講後の介護施設・事業所とのマッチングを行い、介護分野での雇用につなげていく。

< 事業イメージ >



No.	④-21	R7 予算額	地域医療介護総合確保 基金の 97 億円の内数
事業名	外国人介護人材の受入環境の整備	府省庁名	厚生労働省
概要	外国人介護人材の受入環境の整備を支援するため、介護福祉士国家資格の取得を目指す留学生に対する介護施設等による奨学金等の給付等に係る経費の助成、介護福祉士養成施設と養成施設の留学希望者や介護施設等と特定技能による就労希望者とのマッチングを適切に行うための経費の助成、介護施設等において外国人介護人材を受け入れるためのコミュニケーション支援や生活支援等に係る費用の助成等を行っている。		
支援対象	都道府県	補助率	2 / 3
対象事業	外国人介護人材の就労・定着を図るため、受入環境の整備を支援 (1) 外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業 (2) 外国人留学生及び1号特定技能外国人のマッチング支援事業 (3) 外国人介護人材受入施設等環境整備事業		
支援内容	都道府県に設置されている地域医療介護総合確保基金による助成。		
離島での実績	—		
備考			
担当部署	厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室		
連絡先	TEL 03-3595-1111 (2894)		
参照 HP			

外国人留学生及び1号特定技能外国人の受入環境整備事業について

※地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）のメニュー

1. 外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業

【目的】

介護福祉士の資格取得を目指す外国人が、直接又は日本語学校を經由して介護福祉士養成施設に留学するケースが増加することが見込まれることから、当該留学生に対して、留学生の就労予定先の介護施設等が支援する奨学金に係る費用の一部を助成する。

【事業内容】

留学生に対して奨学金の給付等の支援を行う介護施設等に対して、当該支援に係る経費を助成。

留学生（日本語学校・養成施設）

奨学金の貸与・給付

受入介護施設等

<留学生の支援例>

- 1年目：日本語学校
学費：月5万円、居住費：月3万円（※）
- 2年目・3年目：介護福祉士養成施設
学費：月5万円、居住費：月3万円（※）
入学準備金：20万円（初回に限る）
就職準備金：20万円（最終回に限る）
国家試験受験対策費用：4万円（年額）

※ 居住費などの生活費について、受入介護施設等が現行の補助基準額を超えて介護人材の確保に向け積極的に支援を行った場合に限り

- 1 月2万円まで加算。
- 2 入居に係る初期費用等について、該当月に限り、月5万円まで加算。

経費助成

補助率：1/3※
※受入介護施設等が留学生に給付する奨学金等の総額の1/3を補助

都道府県（委託可）

2. 外国人留学生及び1号特定技能外国人のマッチング支援事業

【目的】

介護福祉士養成施設と養成施設の留学希望者、また、介護施設等と特定技能による就労希望者等とのマッチングを適切に行うための経費を助成することにより、留学希望者や特定技能による就労希望者の円滑な受入支援体制の構築を図る。

【事業内容】

- ① マッチング支援団体が、外国人介護人材の送り出し国において留学希望者や特定技能による就労希望者に関する情報収集を行うとともに、マッチング対象となる双方に必要な情報を提供する
- ② 現地（海外）での合同説明会の開催等のマッチング支援を行う など

【送出国】

留学・就労希望者等
※ベトナム、フィリピン、カンボジア、中国、インドネシア、タイ、ミャンマー、ネパール、モンゴル 等

協議体の設置など、地域の関係団体等と連携しながらマッチングを実施

- ① 養成施設、介護施設等からの情報の提供
- ② 現地教育機関等からの情報の提供
 - ・現地教育機関訪問
 - ・候補者リストの作成
 - ・候補者との面談
 - ・ビデオレターの作成 等

③ 現地合同説明会等の開催

留学生候補者や特定技能入国希望者と、受入れを希望する日本の介護福祉士養成施設、介護施設等との間でマッチングを行うため、現地で合同説明会等を開催する。

都道府県

委託

マッチング支援団体

- ・受入れの意向の有無
- ・受入実績
- ・求める人材の確認
- ・特色あるカリキュラムや行事等の紹介
- ・施設のアピールポイント等の紹介
- ・ビデオレターの作成 等

① 養成施設、介護施設等からの情報収集

② 現地教育機関等からの情報の提供

③ 現地合同説明会等のコーディネート

【日本】

介護福祉士養成施設

介護施設等

外国人介護人材受入施設等環境整備事業

※地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）のメニュー

【事業目的】

- 外国人介護人材の受入を検討するにあたりコミュニケーションや文化・風習への配慮等に不安がある、また、外国人介護人材に学習支援や生活支援ができる体制が不十分であるといった実態が介護施設等においてみられる。
- こうした実態を踏まえ、本事業では、介護施設等の不安を和らげるとともに外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるようにするため、介護施設等において外国人介護人材を受け入れるための環境整備等にかかる費用の一部を助成する。

コミュニケーション支援

日本人職員、外国人介護職員、介護サービス利用者等の相互間のコミュニケーション支援に資する取組

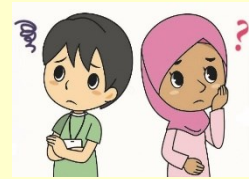
- 介護業務に必要な多言語翻訳機の導入にかかる経費
- 多文化理解など外国人職員と円滑に働くための知識を習得するための講習会への参加等にかかる経費 など



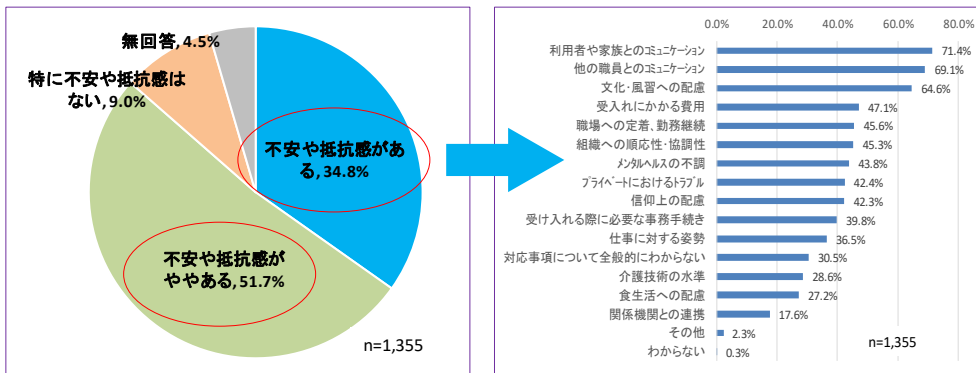
資格取得支援・生活支援

外国人介護人材の資格取得支援や生活支援の体制強化に資する取組

- 介護福祉士資格取得を目指す外国人介護職員に対する学習支援にかかる経費
- 外国人介護職員の生活支援、メンタルヘルスケアにかかる経費 など



外国人介護職員を受け入れることへの不安や抵抗感<外国人介護職員を受け入れたことがない施設>



教員の質の向上支援

介護福祉士養成施設における留学生への教育・指導の質の向上に資する取組

- 留学生に適切な教育・指導を行うための教員の質の向上に資する研修等にかかる経費 など



No.	④-22		R7 予算額	地域医療介護総合確保基金 (人材分) 97億円の内数
事業名	介護テクノロジー導入支援事業(地域医療 介護総合確保基金(人材分)の支援メニュー)		府省庁名	厚生労働省
概要	介護サービス事業所等の ICT・介護ロボット導入に要する費用の一部を補助。			
支援対象	都道府県	補助率	都道府県が実施する事業について国から 2/3 を補助 ※都道府県から事業者への補助率は、一定の 要件を満たす事業所に対しては、3/4 を下限 に都道府県の裁量により設定。 それ以外の事業所に対しては 1/2 を下限に 都道府県の裁量により設定。	
対象事業	<p>○ICT 導入支援 ※対象：介護ソフト、タブレット端末、インカム、クラウドサービス 業務効率化に資するバックオフィスソフト（転記等の業務が発生しないことの環境が実現できている場合に限る）等</p> <p>○介護ロボット導入支援 ※対象：「介護テクノロジー利用における重点分野」に該当する介護ロボット（カタログ方式を導入）</p> <p>○パッケージ型導入支援 ※対象：見守り機器等の複数のテクノロジーを連動することで導入する場合に必要な経費</p> <p>○その他 ※対象：第三者による業務改善支援等にかかる経費</p>			
支援内容	上記の事業等を実施し、補助要件を満たした場合、都道府県に設置された地域医療介護総合確保基金を活用して、その費用の一部について補助を行う。			
離島での実績	<令和5年度実績> なし			
備考	—			
担当部署	厚生労働省老健局高齢者支援課			
連絡先	03-5253-1111(内線 3875)			
参照 HP	—			

介護テクノロジー導入支援事業（地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分））

令和7年度当初予算額 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）97億円の内数（97億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 介護人材の確保が喫緊の課題とされる中で、介護ロボットやICT等のテクノロジーを活用し、業務の改善や効率化等を進めることにより、職員の業務負担軽減を図るとともに、生み出した時間を直接的な介護ケアの業務に充て、介護サービスの質の向上にも繋げていく介護現場の生産性向上を一層推進していく必要がある。
- 職場環境の改善等に取り組む介護事業者がテクノロジーを導入する際の経費を補助し、生産性向上による働きやすい職場環境の実現を推進する。

※下線部は令和7年度までの拡充分。太字は更に今回変更する部分。

2 補助対象

【介護ロボット】

- 「**介護テクノロジー利用**における重点分野」（令和7年度より改定）に該当する介護ロボット（カタログ方式を導入）

【ICT】

- 介護ソフト、タブレット端末、インカム、クラウドサービス 業務効率化に資するバックオフィスソフト（転記等の業務が発生しないこと の環境が実現できている場合に限る 等

【パッケージ型導入】

- 見守り機器等の複数のテクノロジーを連動することで導入する場合に必要な経費

【その他】

- 第三者による業務改善支援等にかかる経費

※**養護老人ホーム等を対象に追加**

3 補助要件等

介護ロボットのパッケージ導入モデル、ガイドライン等を参考に、課題を抽出し、生産性向上に資する業務改善計画を提出の上、一定の期間、効果を確認できるまで報告すること

第三者による業務改善支援又は研修・相談等による支援を受けること

（入所・泊まり・居住系）利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置すること

（在宅系）令和7年度内にケアプランデータ連携システムの利用を開始すること

【介護ロボット】

【ICT】

【パッケージ型導入】

区分	補助額	補助台数	補助額	補助台数	補助額	補助台数
○移乗支援 ○入浴支援	上限100万円	必要台数	● 1～10人 100万円 ● 11～20人 150万円 ● 21～30人 200万円 ● 31人～ 250万円 ※職員数により変動しない場合は一律250万円	必要台数	上限400～ 1,000万円	必要台数
○上記以外	上限30万円					

補助率 以下の要件を満たす場合は3/4を下限（これ以外の場合は1/2を下限）

共通要件	<ul style="list-style-type: none"> 職場環境の改善を図り、収支が改善がされた場合、職員賃金への還元することを導入効果報告に明記 第三者による業務改善支援を受けること
介護ロボット	<ul style="list-style-type: none"> 見守り、インカム・スマートフォン等のICT機器、介護記録ソフトの3点を活用すること（入所・泊まり・居住系に限る） 従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うこと 利用者のケアの質の維持・向上や職員の負担軽減に資する取組を行うことを予定していること
ICT	<p>（在宅系）・ケアプランデータ連携システムを利用し、かつデータ連携を行う相手となる事業所が決定していること （それ以外）以下のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> LIFE にデータを提供している又は提供を予定していること 文書量半減を実現させる導入計画となっていること
パッケージ型導入	<ul style="list-style-type: none"> 介護ロボット・ICTの要件をいずれも満たすこと。ただし、ICT（それ以外）に記載の要件は全て満たすこと

4 実施主体、実績

事業	R1	R2	R3	R4
介護ロボット導入支援事業 （※1）	1,813	2,297	2,720	2,930
ICT導入支援事業（※2）	195	2,560	5,371	5,075

実施主体



No.	④-23	R6 補正予算額	約 200 億円
事業名	介護テクノロジー導入・協働化等支援事業	府省庁名	厚生労働省
概要	生産性向上の取組を通じた職場環境改善について、(1)①ICT 機器本体やソフト等の導入や更新時の補助に加え、それに伴う業務改善支援や②地域全体で取り組む機器導入等に対する補助を行う。また、(2) 小規模事業者を含む事業者グループが協働して行う経営や職場環境の改善の取組に対して補助を行う。		
支援対象	都道府県、市区町村、民間事業者	補助率	(1)①、(2)：国・都道府県 3/4、事業者 1/4 (要件によっては国・都道府県 1/2、事業者 1/2) (1)②：国・都道府県 10/10 (1)①及び(2)を実施する場合： 国・都道府県 4/5、事業者 1/5
対象事業	<p>(1) 生産性向上の取組を通じた職場環境改善</p> <p>①生産性向上に資する介護ロボット・ICT の導入や更新</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の業務効率化に向けた課題解決を図るための業務改善支援及びこれと一体的に行う介護ロボット・ICT の導入や更新に対する支援 <p>②地域全体で生産性向上の取組を普及・推進する事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の複数事業所における機器の導入に向けた研修や、地域のモデル施設の育成など、都道府県等が主導して面で生産性向上の取組を推進 ・都道府県等が主導して、ケアマネ事業所と居宅サービス事業所の間でのケアプランデータ連携システム等の活用を地域で促進し、データ連携によるメリットや好事例を収集 <p>(2) 小規模事業者を含む事業者グループが協働して行う職場環境改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材募集や一括採用、合同研修等の実施、事務処理部門の集約、協働化・大規模化にあわせて行う老朽設備の更新・整備のための支援 等 		
支援内容	上記の事業等を実施し、補助要件を満たした場合、その費用の一部について補助を行う。		
離島での実績	—		
備考	—		
担当部署	厚生労働省老健局高齢者支援課		
連絡先	03-3595-2888(内線 3875)		
参照 HP	—		

施策名：介護人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策(介護テクノロジー導入・協働化等支援事業)

① 施策の目的

② 対策の柱との関係

- ・介護サービス需要の増加への対応や介護人材の確保が喫緊の課題となっており、サービス提供の存続にも関わる重要な問題である。特に小規模法人を中心に、従来の方法や単独では必要な人材確保が難しい法人も多く、経営の効率も悪くなるという悪循環に陥りがちである。
- ・また、デジタル行財政改革会議において、デジタル(中核)人材育成数や、ICT・介護ロボットの導入事業者割合、ケアプランデータ連携システム普及の割合等のKPIを設定しており、都道府県におけるワンストップ窓口と連携しつつ、介護現場の生産性向上に向けてテクノロジー導入等の支援を行う必要がある。
- ・こうした状況を踏まえ、介護現場の生産性向上の取組や、経営の協働化・大規模化等を通じた職場環境改善に取り組む介護サービス事業者に対する支援を行う。

I	II	III
○		

③ 施策の概要

- ・生産性向上の取組を通じた職場環境改善について、ICT機器本体やソフト等の導入や更新時の補助に加え、それに伴う業務改善支援や地域全体で取り組む機器導入等に対する補助を行う。また、小規模事業者を含む事業者グループが協働して行う経営や職場環境の改善の取組に対して補助を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(1)生産性向上の取組を通じた職場環境改善

①生産性向上に資する介護ロボット・ICTの導入や更新

- ・事業所の業務効率化に向けた課題解決を図るための業務改善支援及びこれと一体的に行う介護ロボット・ICTの導入や更新に対する支援

②地域全体で生産性向上の取組を普及・推進する事業の実施

- ・地域の複数事業所における機器の導入に向けた研修や、地域のモデル施設の育成など、都道府県等が主導して面で生産性向上の取組を推進
- ・都道府県等が主導して、ケアマネ事業所と居宅サービス事業所の間でのケアプランデータ連携システム等の活用を地域で促進し、データ連携によるメリットや好事例を収集

(2)小規模事業者を含む事業者グループが協働して行う職場環境改善

- ・人材募集や一括採用、合同研修等の実施、事務処理部門の集約、協働化・大規模化にあわせて行う老朽設備の更新・整備のための支援 等

【事業スキーム】



【実施主体】

都道府県 (都道府県から市町村への補助も可)

【負担割合】

(1)①、(2)・・・国・都道府県3/4、事業者1/4
(要件によっては国・都道府県1/2、事業者1/2)

(1)②・・・国・都道府県 10/10

(1)①及び(2)を実施する場合・・・

国・都道府県4/5、事業者1/5

※国と都道府県の負担割合は以下のとおり

(1)①、(2)・・・国4/5、都道府県1/5

(1)②・・・国9/10、都道府県1/10

⑤成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

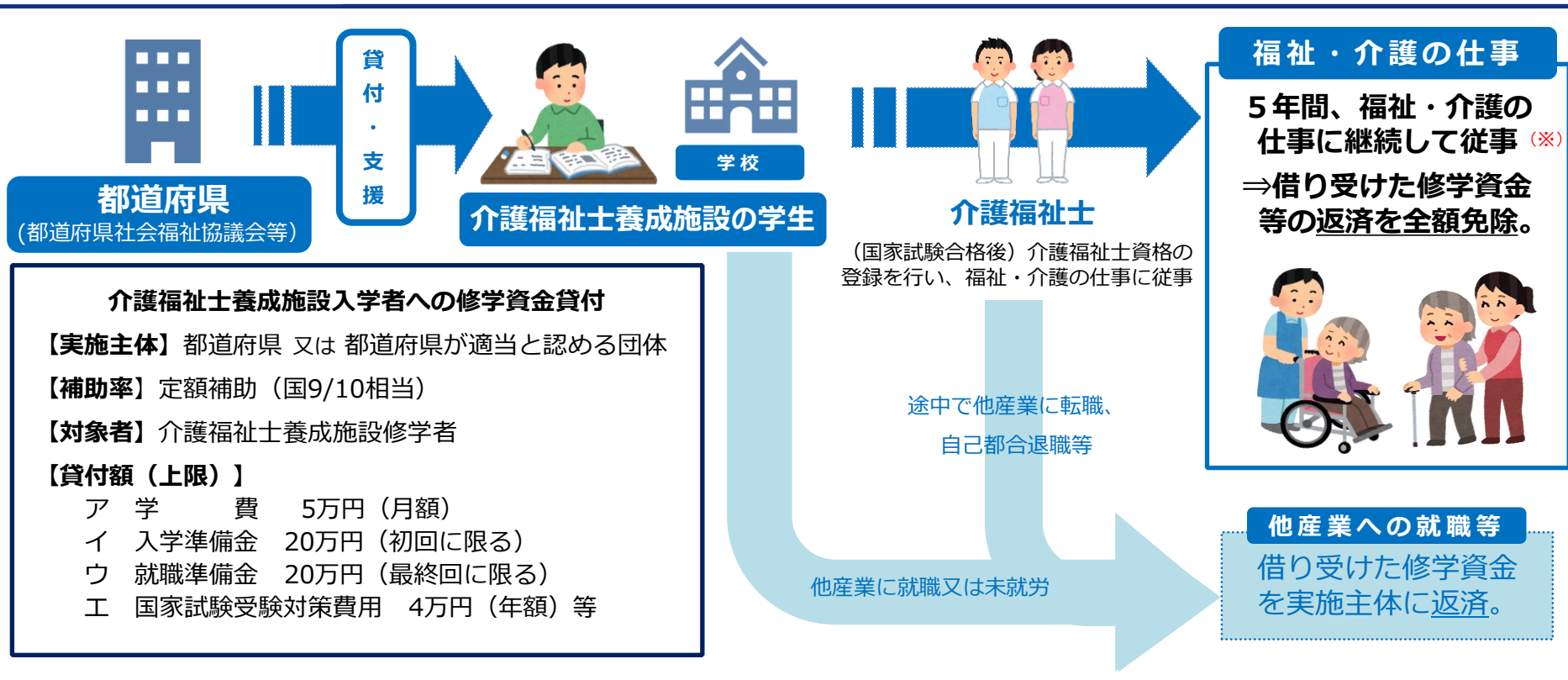
- ・生産性向上の取組や経営の協働化・大規模化等を通じた職場環境改善を推進することにより、介護人材の確保や介護サービスの質の向上に繋げていく。

No.	④-24	R6補正予算額	41億円
事業名	介護福祉士修学資金貸付事業	府省庁名	厚生労働省
概要	介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付を実施し、地域の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援する。		
支援対象	都道府県	補助率	9/10
対象事業	<p>概要</p> <p>社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第1号から第3号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金を貸し付ける事業</p> <p>貸付額 月5万円以内 (その他、入学準備金20万円以内、就職準備金20万円以内などの加算)</p> <p>返済免除要件 介護福祉士の資格取得後、5年間介護業務に従事 ※過疎地、離島、中山間地域等において従事した場合は、3年間で返済免除となる特例を設けている</p>		
支援内容	「生活困窮者就労支援事業費等補助金」による補助		
離島での実績	—		
備考	令和5年度より返済免除要件の特例措置に離島等を追加。		
担当部署	厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室		
連絡先	TEL 03-3595-1111 (2845)		
参照HP			

介護福祉士修学資金貸付事業

○ 今後、必要となる介護人材等を着実に確保していくため、介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付を実施し、地域の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

事業実施のイメージ



(※)…過疎地、離島、中山間地域等については、3年間、福祉・介護の業務に従事した場合、全額返還免除

No.	④-25	R7 予算額	地域医療介護総合確保 基金の 97 億円の内数
事業名	介護分野就職支援金貸付事業	府省庁名	厚生労働省
概 要	より幅広く新たな介護人材を確保する観点から、他業種で働いていた方等の介護分野における介護職としての参入を促進する。		
支援対象	都道府県	補助率	2 / 3
対象事業	<p>概要</p> <p>他業種等で働いていた者等であって、一定の研修等を修了し、介護分野に就労しようとする者に対し、就職支援金を貸し付ける事業</p> <p>貸付額</p> <p>20万円以内</p> <p>返済免除要件</p> <p>就職後、2年間介護分野の業務に従事</p>		
支援内容	都道府県に設置されている地域医療介護総合確保基金による助成。		
離島での 実績			
備 考			
担当部署	厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室		
連絡先	TEL 03-3595-1111 (2845)		
参照 HP			

介護分野就職支援金貸付事業

【目的】

介護人材については、慢性的な人手不足に加え、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策や利用者が感染した場合の対応等によって、高齢者介護施設等における業務が増大しており、より幅広く新たな介護人材を確保する観点から、他業種で働いていた方等の**介護分野における**介護職としての参入を促進する。

【事業内容】 ・事業開始年度：令和3年度 ・財源：地域医療介護総合確保基金

より幅広く新たな介護人材を確保する観点から、返済免除付き貸付事業「介護分野就職支援金貸付事業」を実施し、他業種で働いていた方等の**介護分野における**介護職への参入促進を支援することにより、迅速に人材確保を加速化し、「介護崩壊」の恐れを未然に防止することを目指す。

○介護分野就職支援金



貸付

他業種等で働いていた者等(※1)であって
一定の研修等(※2)を修了した者

(※1) 介護未経験者、無資格者、無職等
(※2) 公的職業訓練機関における介護職員初任者研修等

計画

求職者等

介護職員



【介護の仕事(介護職員)】

借り受けた介護分野就職支援金の返済を**全額免除**。

2年間、介護分野における介護職員として
継続して従事

介護職の定着を促進

(途中で他産業に転職、
自己都合退職等)

借り受けた介護分野就職支援金を実施主体に返済。

○介護分野就職支援金(1回を限度)(貸付額(上限)20万円)

- ・子どもの預け先を探す際の活動費
- ・介護に係る軽微な情報収集や学び直し代(講習会、書籍等)
- ・被服費等(ヘルパーの道具を入れる靴、靴など)
- ・転居を伴う場合の費用(敷金礼金、転居費など)
- ・通勤用の自転車・バイクの購入費など